

特279
288

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10cm
1 2 3 4

始



三セ A 78

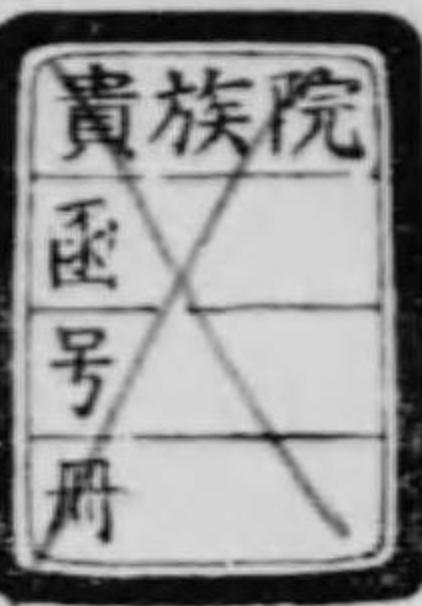
樺太之產業

樺太廳拓殖部



大正十二年八月



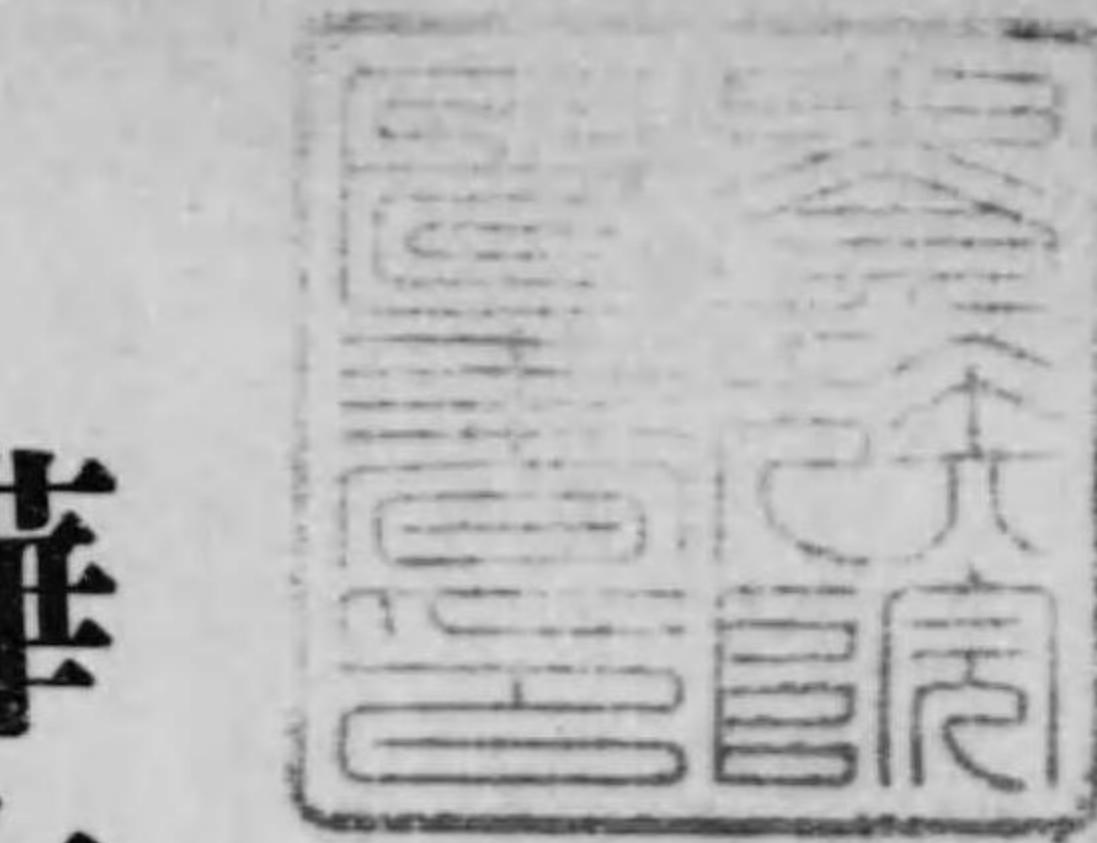


特279
288



樺太の産業

樺太廳拓殖部編纂



第一章 総 説	二	第九節 販 拂 處 分
第一節 位置、地勢、氣象		第十節 森林の管理
第二章 戸 口 及 行 政		
第二節 教育、壯丁、宗教		
第三節 交 通 通 信		
第三章 移 民 及 農 事	六	
第一節 移 民		
第二節 農 業		
第三節 畜 産		
第四章 水 產	四	
第一節 漁 業 制 度		
第二節 漁業並製造狀況		
第三節 水產物検査狀況		
第四節 水產に關する組合		
第五章 鑄 業	三	
第一節 鑄業制 度		
第二節 主要鑄物		
第三節 鑄務施行の狀況		
第四節 鑄業施設		
第五節 鑄業一般の狀況		
第六節 鑄業將來の趨勢		
第六章 商 工 業	三七	
第一節 森林の概況		
第二節 森林經營方針		
第三節 森林の利用		
第四節 森林の保護		
第五節 造林		
第六節 官行研		
第七節 林業試驗		
第八節 森林調查		

1074641

第一章 總 説

我が樺太の産業は廳政開始以來茲に拾五六霜を経て道路、港灣、鐵道、通信等内外交通の發達に伴ひ、方今正に躍進の時運に遭遇し移民人口十万人、生産物總額五千万圓に上り、其の人當り富力は帝國内最高位を占むる大坂と正に伯仲の間に在り、頭を延して大正五年の生産物總額を顧れば、當時僅に一千三百万圓に達せざるもの、六ヶ年を過ぐるの今日に於て其の額既に五倍に激増せるは、又以て我樺太産業の發展の趨勢が、如何に躍進の氣運に在るかを推知するに足らん。更に又これを移民に見んか。大正四年以前に在つては、農業移民の招徴に付ては、特に格別の金錢的及び物體的補助を附與したるも、同年度以後はこれを打切り、農耕地無償貸付を以て中心的招徴條件とするの外鐵道船運賃の半減を認むるの程度に止め、此の他特殊の補助條件を附與せることに方針を一變せるの結果として、同年度に於ては移住者二百九十五人を算するに過ぎず、前年に比し實に三分の一以下に激減せるに拘らず、僅に六年を経過せる大正十一年に於ては、移住戸數一、〇〇五戸を算し、格段の補助條件時代に屬せし大正四年當時を凌駕し、所謂招かざるも來るの状勢を見るに至れり。思ふにこれ我が樺太の真價漸く内外の諒解する所となり、一般社會が北方新殖民地の價值甚だ大なるものあるを認知せるの結果なりと謂はざるべからず。今、樺太産業の状勢を其の各部に亘つて叙述するに先立ち、樺太の一般的狀況に付き簡単に記述すべし。

地 方 別	四十五年	大正十年	昇 脳 度 數
大 真 落 合	二、五	二・八	〇・三
岡 泊	三、二	一・五	〇・五
香 合	一、五	二・〇	〇・六
豊 原	〇・九	〇・四	〇・五
敷	(一)	(一)	
大 真 落 合	四十五年	大正十年	昇 脳 度 數

即ち前表は僅に十年間に於て各地氣溫が八分の一乃至二分の一以上昇騰して著く氣象の南方化せることを現はすものにして、更に今後十年を経過せば一層氣象の内地化を實現するや必然の結果なるべし。即ち氣象の南方化は樺太拓殖の根本義に觸る、重要事項なりと謂はざるべからず。

又『結霜』は九月中旬内部に始まり下旬全土に擴かり九月下旬六月上旬に至りて終りを告ぐ。『降雪』は各地十一月下旬乃至、十二月初旬には根雪とななり融雪は各地四月上旬乃至五月上旬とす。而して其の積雪量は南西海岸地帶は一、二尺なるも内部及北部系は五六尺に達す。『海水凍結』は東海岸最早く十二月中旬海岸に履着す。西海岸北部之れに次ぎ亞庭灣最晩く一月中旬とす。而して西海岸南部は凍結すること殆んど稀なり。解氷は三月中旬より四月下旬の交に在り。『風勢』は其の平均風速度西海岸に於て最も大にして内陸地方に小なり。而して沿海地方に於ては秋冬の交に大にして夏季に小なれども、内陸地方に於ては春季に大にして冬季に小なり。『日照時』は本年尤も少く通年千五百時なるも大泊及敷香は二千時内外を上下し略ぼ内海西部の地に均しく多照の方に屬す。要するに樺太の氣候は冬季甚だ寒きこと大陸に似たるも、其の春暖を迎ふること遅くして南滿地方に比し一月半早く、北海道内部に比するも尙二旬の差あるを免れす。如此にして温暖なる期間甚だ短きか故に六七

第一節 位置、地勢、氣象

位 置 樺太全島の位置はオホーツク海の西隅に方りて長く南北に横はり、間宮海峡を隔てゝ近く沿海洲と相對し其の最狭部は僅に四海里に満たず、其の南端西能登呂岬は所謂宗谷海峡の約二十三海里を隔てゝ北海道の宗谷岬と指呼の間に在り。即ち南北二百四十里東西七里乃至四十餘里面積五千餘方里にして四國九州を合したるものよりもやゝ大なり。而かも邦領樺太は北緯五十度を以て露領樺太と境し、延長百十六里、面積二千三百三十九方里にして全島の半を占め、北海道本地の殆んど半に同じ。

地 勢 南北に延びて東西に狭く、水系及山系の地相も亦専ら南北に發育して中央凹地、東部山地、西部山地の三地帶を現出し、且つ地勢峻嶮ならず、而して中央凹地帶は東西地帶の中間に介在する低地にして、幌内、内浦、鈴谷等諸川の流域に於て邦領樺太主要の平原を形成し鈴谷流域を以て中央平原と稱す。**氣 象** 樺太の地形は狹長にして平地に乏しく南北緯度の差四度に亘り、東はオホーツク海に臨み、西は海峡を隔てゝ大陸に對し、沿岸は寒暖二種の海流に洗はるゝを以て氣候に著しき差違あり、『一年平均氣溫』は五・三度乃至〇・四度の間に在りて南北より北東に向ひて遞減し、七、八月盛夏の候に在りては氣溫最高三十度以上に昇ることあるも一、二月嚴寒の候に至れば南西沿海地を除くの外概ね氷點下三十度以下に降る。これを北海道旭川地方に比して稍々寒冷なりとす。今一年平均氣溫を明治四十五年に於けるものと大正十年に於けるものを比較すれば左表の如し。

第二節 戸 口 及 行 政

月に至れば百花一時に開きて遠縁出溪到る所爛熳馥郁の美を呈するも九月に至れば忽ちにして紅葉し忽にして落葉す。

戸 口 開拓の進捗と共に永住人口逐年増加し、今や人口十萬三千餘人を算し夏季現住者冬季現住者兩者の差（夏季渡來し冬季歸還）大正五年に於て三十二%なりしもの大正十年に至り二%に減じ移住者の殆んど全部は永住者たるの現象を呈し住民定着の風始めて鞏固なるに至れるは誠に喜ぶべし。今地方別に人口分布の狀態を示さん。

- 一、亞庭灣沿岸（大泊、留多加、長濱）地方 二五、七一〇人
- 一、中部平原豊原地方 一八、九七七人
- 一、東海岸南部（榮濱、富内）地方 八、一九六人
- 一、同 北部（元泊、敷香）地方 四、五七五人
- 一、西海岸南部（本泊、真岡、野田、泊居）地方 四三、三五〇人
- 一、同 北部（久春内鶴城）地方 二、八四六人
- 計 一〇三、六五四人

行政組織は樺太廳の下に大泊、留多加、豊原、元泊、敷香、本斗、真岡、泊居、鶴城の九支廳を置き一般地方行政を掌理せしむるの外警察署、鐵道事務所、農事試驗場、水產試驗場、醫院郵便局、觀測所、臨時築港事務所、臨時森林作業所を設置し廳政を分掌せしむ。又全管を長濱、留多加、大泊、富内、豊原、榮濱、元泊、敷香、對江、本斗、真岡、野田、泊居、久春内、鶴城、名好的十六郡に分ち、郡下七町三十ヶ村を置き樺太町村制に依り特別自治を施行す。

第二節 教育、社寺、宗教

普通教育に在つては、明治三十九年大泊、豊原、真岡、の三市

街地に應立小學校を設置し其の他の部落には私立簡易教育所を認可し經費の一部を補助し明治四十一年に至り小學校令を準用し全管に義務教育制度を施行し各部落をして私立小學校を設置せしめ其の經費の一部を補助し來りしが大正九年八月制度の改正を行ひ全管の官私小學校を公立に統一し教員俸給は之を國庫支辨とし、其の任免進退は長官之を行ひ、教員身分上の待遇及俸給等はすべて内地と共に通たらしめたり。而して大正十一年度兒童就學歩合は九十九人四分二厘、その日出席歩合は九十三人七分二厘なり。

中等教育に在つては明治四十五年四月大泊に中學校を又大正五年四月豐原に高等女學校を設置し國費を以て經營す。其の職員は官吏なり。此の他大泊に於ては財團法人大泊女學校あり、高等女學校程度の私立學校にして樺太廳は之に對し補助を與ふ師範教育に在つては大正七年四月より中學校に小學校教員講習所を、又大正九年四月高等女學校に師範部を設置し一ヶ年を以て尋常科本科正教員を養成し來り、更に本年度に於て師範學校を豐原に開設し師範教育を統一獨立せしむるの準備中なり。此の他アイヌを主とし土人の爲めに五ヶ所の教育所を設置し教化に努めつゝあり。

學校一覽表を左に示す。

種別	學校數	學級數	教員數	生徒		計	經費決算
				男	女		
小學校	三	三	七	七	六	七	七
中學校	一	一	五	五	一	六	六
高等女學校	一	一	五	五	一	六	六
大泊女學校	一	一	五	五	一	六	六
教育所	一	一	五	五	一	六	六

次に社寺宗教の内神社に在つては明治四十四年八月十七日を以

て大國魂命、大己貴命、少素名命の三神を奉祀する樺太神社創設せられ官幣大社に列せられ豊原町旭ヶ丘に鎮座せらる。此の他各地に祭祀せらるゝ神社は三十五社あり。其の神教に在りては神道、黒住、天理、金光、大社の各教にして布教所十四ヶ所其の佛教に在りては真宗、日蓮、曹洞、真言、淨土、天台の各宗にして寺院及布教所四十九ヶ所、其の基督教に在つては日本聖公會、天主公教會の二派にして教會二ヶ所あり。依つて以て住民敬神崇祖の信念と安心立命の情感を満足慰藉するを得。

第四節 交通通信

道路 幹線道路の配置は二條の南北縦貫線と對條の横斷線とより成り、以て各官公衙、各著名町村の連絡を圖り、外に官營又は補助に依る農耕道路の設備ありて、各農村部落に達することを得。即ちその縦貫線の一は、大泊に起り豊原、落合を経て東海岸榮濱に出て、海に沿ふて東白浦、元泊を經内路に至り、更に北上して北樺太オノールを経て遠く亞港に達すべく、即ち大泊國境間百三里十九町、國境亞港間三十五里、幅員十八尺、全線車馬を通じ得、且大泊、榮濱間は鐵道線を有し、道路と相俟つて客貨の集對に便せり。又縦貫線の二は、西海岸南端西能登呂岬より起り國境安別に至る百二十九里三十町に亘るも、南内幌以南西能登呂岬まで二十二里、北は久春内以北國境まで六十二里は、未開鑿に屬したゞ、徒步通行可能に止まる。内幌、久春内間四十五里三十町は幅員十五尺にして少許の未開鑿部分を除き概ね車馬を通す。此の間本斗、野田間は鐵道既に開通し野田、久春内間も敷設の議既に確定す。又其の横断線に在つては、真岡街道は豊原より起り延長十九里、幅員十五尺、定期馬車及自働車を通し、尙且目下鐵道布設工事中に屬す。其の他東

海岸真縫より西海岸久春内に至る延長八里、幅員十八尺、現に定期馬車を通す。真縫山道即ち是れなり。又大泊より起り海岸に沿ひ長濱を經て大泊灣南端中知床岬に至る延長二十六里。長濱間道即ち是れなり。此の内長濱に至る八里、幅員十二尺は開墾にして車馬を通す。此の他大泊より喜美内を經て東海岸富内に出づる延長十三里幅員十二尺の富内街道、貝塚より亞庭灣沿岸留多加、雞龍を経て西能登呂岬に達する延長三十一里二十町の雞龍街道、豊原より追分、並川、小里を経て留多加河口に達する延長十里幅員十二尺の留多加街道、元泊より敷香に至る延長四里二十二町幅員十八尺の敷香街道の諸線は、何れも車馬を通す。以上の外對江、野寒、知床の諸街道あるも、纏かに徒步に達するのみにして、未だ車馬を通するに至らず。

◆鐵道 大泊、榮濱間六十七哩九分を『泊榮線』と稱す。内小沼、川上炭山間の鐵道を包含す。全線に亘り目下補修工事中に屬す。又本斗、野田間五十八哩四分を西海岸線と稱す。大正十年十一月全通す。又豊原、真岡間五十五哩を豊真線と稱す。目下工事中に屬す。此の他野田、久春内間四十六哩五分の新計畫線は、今後四ヶ年を以て完成せんとす。

◆路航 樺太内地間の連絡汽船は、之を分つて鐵道省の稚泊連絡船、樺太廳命令船、遞信省命令船及社外船の四種とす。鐵道省連絡船は本年五月一日より開始せられ、稚内、大泊間と連絡するものにして、樺太内地間鐵道連絡は茲に始めて完成し、樺太交通史上的一大革命を來し、内地延長主義を實現するに至り、開拓の根基の一層の鞏固を附せるは洵に欣快に堪へざるところなり。樺太廳命令船は、小樽を起點とし大泊、本斗、真岡野田を経て泊居に至るもの、兩館を起點とし小樽、海馬島本斗を経て西海岸各地に寄港して安別に至るもの、小樽を起點とし

て海馬島本斗を経て真岡に至るものを西海岸線とし大禮丸、天佑丸、海和丸、第二北海丸の四艘之に當る。又兩館を起點とし小樽、大泊を経て富内以北各地を寄港し對江又は海豹島に至るものを東海岸線とし隅田川丸、筑後川丸の二艘之に當る。又大泊を起點とし亞庭灣内沿岸各地に至るものを伏木線とし石狩丸之に當る。又伏木を起點とし滑川、魚津、兩館、小樽、大泊、海馬島、本斗、真岡、野田、泊居を経て久春内に至るものを伏木線とし油頭丸、吉辰丸之れに當る。又横濱を起點とし兩館、大泊を経て真岡に至るものを横濱線と稱す。讚岐丸、大榮丸、之に當る。此の他門司を起點とし大阪、兩館、大泊を経て真岡に至るを門司線とし豐崎丸、喜代丸、第二朝香丸之に當り、新潟丸之に當り、伏木を起點とし兩館、小樽、大泊、富内以北各地を経て敷香に至る伏木敷香線には大典丸、北見丸。大泊より皆別、富内以北各地を経て敷香に至るものを横濱線と稱す。弘濟丸、弘濟丸之に當る。右の外東西沿岸各地航路六線にして伏子丸、後志丸外九艘就航す。又遞信省命令船は兩館を起點とし小樽、大樽又は青森を起點とし真岡、大泊に至るもの多きも、漁期に際して海馬島本斗を経て時々本斗に寄港し真岡に至る弘濟丸、千歳丸之に當り、又は木材、バルブ積取若は移輸出の爲め門司、朝鮮又は支那を往復するもの尠からず。又特別物資移入の爲め北陸地方より来るもの多し。

◆灣港 目下本斗、大泊、真岡の三灣修築中に屬す。本斗築港は防波堤三千尺、五百噸級の繫留に適す。工費二百五十万圓大正十三年度完成の豫定なり。又大泊築港は突堤三千尺、二千噸級の繫留に適す。工費七百万圓大正十五年度完成の豫定なり。真岡港は船渠百二十間築造、一千噸級の船舶出入に適す。工費三百万圓大正十五年度完成の豫定なり。此の他四五十噸級の小型船出入繫留に便し沿岸航路開發の爲め船入潤の築造を爲す其の完成せるもの大泊、真岡、本斗、蘭泊、野田、泊居、久春内、禁濱、元泊、九個所とも未來に屬するもの内路外九個所とする。

◆通信 通信力は開拓の進歩に伴ひ、著く増進せるも、寒氣と暴風雪の自然的障礙の爲め阻害せらるゝこと多きを遺憾とす。郵便局は四十七局にして、豊原、大泊、真岡、泊居の四局を除くの外はすべて特定局とす。即ち内地の三等局に該當するものとす。又大正十一年を以て大泊に無線電信分室を開設し大に通信力の増大を來せり。

第二章 移民及農事

第一節 移 民

樺太は領有以來住民の移住土着を獎勵し茲に人口今や十一萬有餘を算し、各種施設の整備するに伴ひ産業年と共に隆盛を來せしと雖も尙ほ移民の收容を要するもの極めて切なるものあり。故に將來二十年間を期し農民五萬戸二十五萬人、漁民一萬戸五萬人、工業、礦業、商業者其の他六万戸三十万人を移殖せしめんとす。今試に密度を検するに一方里僅に四十五人を出です。世界何れの地か南北兩極の氷野ならざる限り斯の如き人口稀薄

しつゝあり。以下項を分ちて之を概説すべし。

(一) 移住民に対する施設

樺太の總面積は三百六十四万町步にして内約二十万町步は農耕適地、二十万町步は牧場適地、其の他三万六千町步は宅地、道路、鐵道、排水溝等の用途に供するを得べし。以上四十三万六千町步を以て第一期殖民豫定地として着々其の歩を進めつゝあり、今土地に關する事項を概記すれば左の如し。

◆土地撰定 本島に於ける農業及牧畜業適地は概算四十五万町歩あり、其の内明治三十八年以來殖民に適する土地の廣袤を概測し兼ねて地勢、土質、氣候、植物、水利、交通等の狀況調査に着手し、大正十年迄に農耕適地八万六千二百三十町步、牧場適地六万八千七百五十五町步、改良後農牧適地三千七百八十二町步、泥炭地七千五百八十一町步、總面積十六万六千三百五十三町步の撰定を行ひ約三分の一強の功程を了せり。以上は第一期の撰定に屬し、漸次第二期の撰定に移らんとす。

◆區劃測定 土地の撰定を終へたる殖民地は移住民の收容に便せんが爲め區劃を測設す。區劃は縦横に基線を施し一區割三百間平方とし、之を四分又は六分して一小區割七町五段步又は五町步を標準とし普通農家一戸の耕地に充つ。其他必要に應じ部落宅地、防風林、部落共用地、共同放牧地等を豫定存置す。

◆土地改良 農業及牧畜業適地中地味肥沃なれども低濕にして直ちに之を利用し難き所少からず。此等の地は先づ排水を行ひ土地の乾燥を計るを以て急務とす。故に明治四十三年以來各地に大排水溝を掘鑿せり。其延長今や九十里餘に達す。而して此外に於て更に大正四年以來農民に補助金を給し、各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしむ。斯くして前記排水の施設と相俟ち

て大正二年以來又農村部落民に補助金を給し、殖民地内又は部落相互間に所謂農耕道路の開鑿を獎勵し交通の便を開く、其延長百六十餘里に及ぶ。

(二) 土 地 處 分

◆處分方法 土地は住民生活の本據にして住宅地として將た事業經營地として、移住者の爲に第一著に處分を要すべきものなり。而して移住民に必要な土地は其用途如何に依りて隨意契約を以て貸付又は賣拂ふものにして耕作牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は無償貸付し成功の上之を讓與す。公共若くは營利を目的とせざる公共の用益となるべき事業に供する土地は之を賣拂ひ若くは無償にて貸付し事業の目的に依り必要と認むる土地は直ちに賣拂處分をも爲すことあり。市街宅地は有償にて貸付し事業成功後之を賣拂ふ。而して素地の儘使用せんとする土地は有償無償何れにても使用を許可す。

貸付すべき地積の面積制限は其の用途に依り次の如く各異なれり。

- (一) 市街宅地及部落宅地 一千五百坪以内
- (二) 耕作を目的とする土地 五萬坪以内
- (三) 牧畜を目的とする土地 五十萬坪以内
- (四) 其の他の土地 一萬坪

前項第四號の土地は會社又は組合に對しては其の面積を五倍迄增加することを得、此の外重要生產品製造業に對しては貸付すべき面積に制限なし。

◆貸付期間 無償貸付は十箇年、有償貸付は十五箇年とし、造林又は泥炭地の開墾に限り二十箇年迄貸付することを得、然りと雖も此等貸付地積及期間は何れも其の最大限を示したるものにして一般貸付の標準は一戸に付耕作を目的とする殖民地は五

の地あらんや、海は世界三大漁場の一と稱せられ、山には千古未だ斧斂を加へざる密林鬱蒼として繁茂し、陸には豐饒無比の沃野連り、地中亦無盡藏の礦物を包有する帝國北門の寶庫も之を開發する人無く天然の富源空しく死滅し終らんとす。夫れ本島人口の増殖遲々として振はざる斯の如きは其の原因邦人の本島に關する智識に乏しく、古來長く溫暖の地に馴れたるが爲に樺太と謂はば言下に冰山雪野を聯想し、猛獸橫行の地と曲解し圖を抱く者あるも空しく躊躇して之を決行せざるにあらざる乎其互寒なる到底邦人の生活に堪はずと思惟して、偶々の移住雄圖を抱く者あるも空しく躊躇して之を決行せざるにあらざる乎樺太北は緯五十度を最北とせり。現今文明の中心として人口亦最も稠密なる獨逸、佛蘭西と殆んど緯度を等しくし、加ふるに沿海は暖流の洗ふありて氣候亦此等諸國と大差無く、樺太廳所在地の豐原は滿洲奉天と冬季の溫度を等しくす。本島の氣候夫れ斯の如し。何ぞ邦人の生活に適せずとせんや。之を實際に徵するに冬季最寒の候と雖も戸外の勞働に何等の障害を認めず、現に本島の代表工業たるバルブ製造の原料資材其他木材の伐採は夏季に之を爲さずして反つて冬季の事業たるなり。近時人口益々増加し、生存競爭愈々激甚の度を加へんとする府縣の人士は須らく決然鄉關を辭して本島に移住し、新運命を開拓する所なかるべからず。之れ體て一身一家の策を樹つるのみならず、帝國領土の開拓進展に貢献するものにして、樺太の開拓は則ち數十万の生靈と數十億の國帑とを犠牲に供したる日露戰役をして始めて意義あらしむるものと謂ふべし。本島に移住するものは其業態の何たるを問はず營みて可ならざるものなしと雖も、凡そ直接天然資源の開發に從事するものの渡航移住を以て最も急且切なるものとす。就中思慮健實にして永住土着の志ある農業移民を招徠せんが爲め、樺太廳は又特別なる獎勵的施設を爲

町歩乃至七町五反歩の一區割にして之が貸付期間は五箇年とし市街宅地、部落宅地亦何れも面積を一區割として其期間は五箇年なり。但し企業の規模如何に依りては宅地の貸付は數區割に亘ることあり。

(三) 移住者の心得

◆移住者の資格 移住者は別に資格を要せざれども一旦移住したときは子々孫々本島に土着するの覺悟無かるべからず。而して可成的家族を取纏め移住すべく其他旅費を自辨して移住後少くとも一箇年間の糧食及開墾に必要な費用を準備するを必要とす。

◆移住手續 移住希望者は本書記載の各項を熟覽し、尙不明の點は樺太廳又は移住見込地所轄の樺太廳、支廳若くは先に移住せる知己等に問合せ充分狀況を知悉したる後渡航すべし。而して移住すべき地方の所管支廳に出頭し其の指示を受け目的地に移住すべし。移住者は成るべく數戸又は十數戸の小團体を組織し、豫め一二名の代表者を渡航せしめて移住地を實地検分したる上貸付の承認を受けて渡航するを利便とす。然らば一時に多數移住し土地の撰定に無益の時日を費す不利あればなり。又移住に際しては土地の出願に必要な戸籍謄本を携帶することを忘るべからず。

◆移住の期節 本島春季に於ける耕種は五月上旬より着手するを以て移住者は其の以前に到着する必要あれども三月迄は航海往々不便なるが故に成るべく早く移住の準備を整へ置き四月上旬を待ち急ぎ渡航すべきなり。然れども春季の移住は往々播種時期に晚るることあるを以て資本の豊なるものは前年秋季に移住し小屋掛を爲し冬季は伐木等に從事し翌春開墾に着手すれば忘るべからず。

けて携帶すべし。又己むを得ざりしものは旅行途中の移住民取扱所にて下附を受くることを得べし。

◆移住民取扱所及休泊所 青森、函館、小樽及伏木の諸港には樺太移民取扱所の設あるを以て就て諸般の事項を尋ね保護指導を受くべし。又毎年移住民の渡航多き季節には本島主要なる上陸地及多人數を收容すべき殖民地には移民休泊所を設置して休憩宿泊に充て、支廳其他の吏員出張して保護指導するを以て諸般の指示を受くべし。小樽、大泊及留多加に於ける休泊所は特に終年常置せり。而して何れの上陸地に於ても汽船着港ある毎に「樺太廳」と記せる赤布を腕に絡めたる吏員出張して移住民の便宜を圖ることせり。又東北北陸の各縣吏員に嘱託して樺太移民事務を取扱つあるを以て其地方の移住希望者は成るべく此等の便宜に據るを得べし。

◆移住費及生計費 移住の旅費は里程の遠近家族の多少に依り差異あれども大人一人に對する一例を舉ぐれば名古屋より汽車便に依り樺太大泊に至るに總て五割引にて九圓一錢となるが如し。此の外には荷物の運賃及び小使錢を多少用意する必要あり移住後一箇年間に要する経費は一戸四人として夜具衣類を携帶するのみにして其餘は移住後買入るものとせば概略三十圓を以て足るべく、農具類は四十圓、小屋掛料五十圓、食料費百六十圓、計二百八十圓外に雜費二十圓あれば足るべきも、若し春季移住し十月收穫せるものを食料に供するものとすれば食料は約半減する事を得べし。

◆移住後の保護及特典 樺太廳の農業目的の移住民に與ふる保護及特典は大略左の數項とす。

一、未開地は一戸に付五町歩乃至七町五段歩を標準とし無償貸付し五箇年以内に規定の家畜（一萬坪以下は不要、一萬坪以

ば事業の進捗に一段の利益あり。加ふるに土地の撰定は秋季に於て最も容易なるの便あればなり。

◆旅行の準備 本島は四五月に至るも寒氣尚強きことあるを以て内地より來る者は自然薄着にて困難することあり。故に旅装は充分の用意を爲し、又携帶荷物たる衣服、夜具等は移住ご同時に到着するを要するが故に以上の荷物は汽車汽船の通し切符を以て手荷物の扱を受け持參するをよしとす。又家具、農具等荷嵩あるものは多額の運賃を支拂ひて携帶せんよりも移住地附近にて購入すれば手數を省くのみならず却て安價なるものあり又内地にて使用する農具中には本島の耕作に適せざるものあるを以て金に換へて來るを便利とす。尙荷物は嵩張らざる様一個十貫位の蘆包などなし荷造を堅固にし厚き荷札に移住先と書付け荷物に堅く結び付け且姓名を記したる切布を荷物の中に入れ置くべし。

◆渡航の道順 渡航の道順は出發地に依り差異あれども本島への直航船の有る場合を除く外は便宜汽船又は汽車にて北海道函館又は小樽へ來り郵船會社又は北日本汽船會社の定期船に乗りて西海岸への移住者は真岡、野田、泊居、久春内、本斗に上陸し、又亞庭灣沿岸地、中央平原への移住者は大泊に上陸して更に各目的地に向け陸行又は船便にて移住到着すべし。函館及び小樽よりの定期船は概ね千噸以上にして海上危險の虞無く、函館より二晝夜小樽より約二十時間にて大泊に達するを得。

◆移住割引券 樺太移住者は大正二年十一月廿五日内務省告示第六十九號に依る割引券を携帶すれば旅行中汽車汽船貨の三割乃至五割の特典を得べし。又樺太内にある大泊榮濱間、本斗野田間の鐵道に無賃乗車することを得。割引券は道府縣郡市役所支廳は勿論、警察署分署にも配付しあるを以て必ず其下附を受

上、一萬五千坪以内は馬又は牛一頭、夫れ以上一萬坪を増す毎に馬又は牛一頭を増加す）を有して其土地に居住し十分の七以上を成績すれば其全部の貸付地を無償にて譲與す。

二、移住の翌年八月末日迄に一町歩以上を開墾作付したる者は金十圓以内の開墾補助金を給す。

三、移住者一戸に付十五圓以内の移住費を補助す。

四、島外より家畜を移入したるときは牛馬一頭に付五十圓以内又島内に於て種畜を購入したるときは牛一頭に付二百圓以内馬一頭に付三百圓以内の補助金を下附。

五、農產製造及農家の副業に要する器具機械を購入したるときは買價の幾分を補助す。

六、部落民共同して農耕道路を設け又は各自其耕地内に排水溝を掘鑿したるときは工事費の約三分の一を補助す。

七、共同放牧場を豫定したる場所は其部落民に無料にて之を使用せしむ。

八、牧畜業者に非らざる農業移住者には五箇年間牛馬を貸付す。仔畜若くは代畜を償還するときは現畜は受貸付者の所有に歸す。

九、部落民共同せるとき又は牧畜をする農業者には種畜を貸付し其飼養費を補助す。

九、牧畜業者に非らざる農業移住者には五箇年間牛馬を貸付す。仔畜若くは代畜を償還するときは現畜は受貸付者の所有に歸す。然れども移住當時は先づ粗造なる小屋掛をなして雨露を凌ぎ秋季迄に普通家屋を建設するを宜しとす。此の場合には木村其他の材料は暇を見て自己の貸付地内より採取すべく又此等を官林より低廉に買ひ得る便あるを以て労力を惜まざれば安價に

て相當の家屋を建設することを得べし。

◆衣 服 衣服は質素にすべきは勿論なれども本島の如き近寒の地にありては羅紗、毛布、其他防寒に適するものを以て仕立て勞働の際には荷袖、疋袴を用ひ、幼年は疋袴

◆食 物 食物は成るべく自家生産の麥類、馬鈴薯其他を用ひ又家畜を飼養して之が乳肉を併せて食する覺悟無かるべからず是れ米食の入費を省くのみならず寒地に於ては極めて適當なる食物なればなり。

月 カ 犁地にかける肥料水は概して良好なるも然らざる場所にありては排水溝を設ちて悪水を排除し努めて清淨ならしむるを要す。

風俗 移住者は移住地を以て永住の地と定め故國の風習に鑑み良風美俗の作興に留意し隣保相和し協同一致以て互に相扶け家業に勉勵すべきは勿論公共の爲にも盡力し何事も節約して無用の費を省き餘剩あれば則ち貯蓄して事業擴張の資本及非常の用意に備ふる等常に勤儉の主旨を忘るべからず。近時各部落に産業組合、農事實行組合を組織せしめ權太の農民に對し内部生活の充實を期せんことを努めつつあり。

第二節 農業

樺太は地味豊饒なる二十萬町歩の農耕適地ありと雖も開墾面積未だ一萬七千四百町歩、作付反別一萬三百餘町歩にして其の一小部分に過ぎざるなり。而して一般に我國の北端に位置するを以て寒氣凜烈農業を經營し得ざるべしとの謬見を有し移住を躊躇する狀態に在るは甚だ遺憾とする所なり、今耕作期間に於ける氣温を北海道と比較すれば次表に示す如く其間大なる差異あるなく農業の有望なるを證し得へし。

あり而も雨量少く朝夕氣温冷涼なる本島の氣象は之等作物に對する有利なる條件なるを以て將來農產業の發展と共に之等作物の栽培普及愈大ならんとするは信じて疑はざるところなり北海道にて生産せらるゝ甜菜及亞麻の反當收量と本島生産とを比較すれば次の如し。

最高平均反當收量	最低平均反當收量	平均
(樺太) クラインワンツレベナ一 八四四・五五九	九四三・〇〇〇	七・二〇
(北海道) クラインワンツレベナ一 三八六	一〇〇	三〇一
(樺太) (北海道)	七一五	八〇四
大正十年度に於ける農作物總額は別表に示す如し。		

	種 馬 鈴 薯 草 亞 牧 甘 葱 蘿 牛 胡 蘿 藍 頭 麻 菜 葫 蘿 葡 萄 勞 菜	八・九 一、四五九・九三三、八二七、八九九・七 一、七五九・三六一、九〇四、三五七・〇 一・〇三元 一六八・三三 二〇・三〇 四七一、四〇一・〇〇 九一・七三 云・呈 二四・五三 七六三、五七一、三五五、四二七・〇〇 一〇、八九七・七七 一〇八、九二九・三八 <small>石</small> 七八、三三二・四四 <small>石</small>	三・三・三 二・八 一・西 一・西 二・八 二・七・九二 一・〇三 二・〇二四〇 五〇・二六四 七〇・二〇〇 九〇・二五〇 一〇九・二五〇 二・四 二・四 二・三 三・〇・九八〇 五六・二三 一・六六〇 三一、四七三・二六〇 五三、五九六・一二〇 一一、三九八、〇〇一、九三五
計		一〇、八九七・七七 一〇八、九二九・三八 <small>石</small> 七八、三三二・四四 <small>石</small>	一・〇三
			一
			一

以上の各農作物の生産せらるゝ農耕地は主として河岸の平地にあり地味肥沃にして數ヶ年間は無肥料にて相當の收穫あり新に農業を營まんとするには未開の原野を開墾せざるべからず開墾には樹林地、草原地により自ら作業に難易あり從來は主として立木を伐採し草原を焼き拂ひ唐鋤を用ひて手起を爲し漸次馬耕を行ひたるも内地と異り土地の利用程度粗なるが故に勢ひ廣大なる土地を耕作せざるのみならず農作期間短く各種作業一時に殺到し加ふるに勞銀高價なる爲め馬力を以て人力を省くのみにては粗放なる經營法により收穫の増大を完全に期しづきが故に本年購入せるトラクタ・拔根機等の精良なる機械を實地に試験し機械農業の普及を圖らんとす。

農業上の施設

農事試験場本場は小沼に同分場は西海岸宇遠泊にあり而して農事部にありては適否作物試験麥類の品種改良試験等を行ひ一般農家に對しては優良種子を配付し以て農作物の改良增收を圖り畜產部にありては家畜の改良を圖る爲種畜種禽の管理及飼養を

氣溫比較表（華氏）

大	真	落	上	十	鉢
泊	岡	岡	川	勝	路
月	五				
四二	四三	四四	四五〇	四九	四四
月	六				
五〇	五一	五九	五七	五二	五二
月	七				
五八	五九	五六	六六	六三	五九
月	八				
六二	六四	六二	六八	六六	六三
月	九				
五六	五六	六四	五八	五八	五八
月	十				
四五	四六	四三	四五	四六	四九

而して農作物品種中には低温の地に適應するもの渺からざるを以て是等を選擇栽培するに於ては農業上何等支障あるところなし、即ち今麥類の反當收量を北海道と比較するに次の如く明かなる優劣を辯じ難し。

	大正元年	二	三	四	五	六	七	八	十
樺太 大麥	一・〇四	一・七	一・三	一・〇二	一・四	一・三	一・三	一・三	一・三
北海道 大麥	一・三								
樺太 小麥	一・八								
北海道 小麥	一・〇四								
樺太 裸麥	一・六								
北海道 裸麥	一・三								
樺太 燕麥	二・〇九	一・九							
北海道 燕麥	一・九								

猶獨り麥のみならず馬鈴薯、玉蜀黍、稻黍、粟、蕎麥、蕷麥、大豆、豌豆、蚕豆、葱頭、甘藍、蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡、蔬菜、甜菜、亞麻、薄荷等の作物は本島何れの地方に於ても完全に登熟し其收量歩合も亦北海道と大差を見ず就中裸麥、燕麥、馬鈴薯は其栽培面積最も廣く本島農作物中重要なものとす。近時甜菜、亞麻、薄荷等の工藝作物の栽培次第に重要視せられ

掌り専ら改良に努む。

農事實行組合 農産の増殖農家經濟の改善は農民各自の自發的奮勵努力に俟たざれば其効力を發揮し能はざるを以て農民をして部落を地主とする組合を組織せしめ精神的團結を基礎として隣保相親み協力一致以て相互に制裁を加へ改善事項の實行に責めしむ現在の組合數は全島に於て其數三十七に達す。

農家の經濟狀態

樺太の農業は漸次進歩し有畜農業の傾向濃密となれるは自然の要求に支配せられたる結果にして全農業中馬を所有する者は約五二パーセント牛を所有するもの約三十六パーセントなり其他豚、家禽等の飼養も亦多く從て流通經濟豊になりつゝあり今管内に於ける農家の經濟狀態を最近調査し見るに一戸當收入平均一千百四拾九圓九拾錢支出は九百八拾七圓八拾錢なり以上の内訳を見るに收入の第一位は別表に示す如く勞銀にして勞銀の主なるものは木材伐採運搬にして約六〇パーセントを占む、生産物の販賣は交通の關係上未だ廣く行はれず多くは之を自家用に供し自家用以外は市街地附近にありては商人に供給し他の地方にありては附近造材業者等に供給す

經濟狀態表

家庭数 平均四・五人	作付反別 平均三七·三
農産物販賣額	二〇六圓
勞銀	四一六圓
畜産品販賣額	九七圓九〇錢
薪炭費	九五圓九〇錢
雜收	三三四圓
合計	一、四九圓八〇錢
支出ノ部	

種子代	一〇圓九〇錢
耕作勞働傭人費	六六二圓一〇錢
農具及家具費	九八圓七〇錢
畜産費	四〇圓二〇錢
合計	一一二圓六〇錢
差引純益	六三圓三〇錢
畜産出	九八七圓八〇錢
合計	一六二圓〇〇錢

前掲の如く樺太の農業は頗る有望なるにも不拘是等の事情を諒解せざるを以て移住農民少く農業者戸數六千九百八十八戸人口二萬一千六百七十七人にして一戸當耕地面積三町歩内外に過ぎず。

第三節 畜産

樺太の風土氣候は家畜の飼養に適し寒氣は何等顧慮するに足らず生草茫茫々善味なる牧草豊富にして而も其の他家畜飼料の栽培に適す、只積雪の關係上舍飼期間稍永きも飼料の豊富なることを以て之を償ひて更に餘りあり故に收蓄を農業組織の一要素たらしむることは農家經濟上極め有利にして然も五町歩農業一戸に就き平均牛馬各一頭、綿羊四五頭、鷄十羽内外を飼養すること敢て困難ならず農家に於ける從來の成績並農事試驗場の試験成績に依れば牧畜並畜產製造は將來甚だ好望なり。

露領時代に於ける牧畜の狀況は委細詳ならずと雖他の業に比しあ甚だ盛にして各農家は何れも數頭乃至數十頭の牛馬を飼養し牧畜は農業の八分を占め彼等の之を重視するの度や實に豫想外にして家畜の吉凶禍福は即ち彼等の吉凶禍福と異なるなし從て愛畜心の熾烈なる使役法取扱方の巧妙なる到底日本人の遠く及ばざる所なり然るに飼養法に至ては頗る粗放にして何等學ぶべきもの

のあるを見ず只飼草の刈取貯藏には相當注意を拂ひたるものゝ如く夏季の放牧には成るべく海岸に近き場所を選びたるが如きは大いに意を用ひたるの跡あるを見る。西暦千九百一年コルサコフ洲に於ける馬匹の總數は二千餘頭にして千八百九十九年以来年々總數の二十%内外の增加率を示せるを以て千九百四年即ち日露戰役當時は優に三千頭の馬匹を有せしるや疑なく牛は馬匹の二倍乃至三倍の大數に昇るべく豚は馬匹の二分の一乃至三分の一數に充たざるものと推定して大差なかるべし。

然れども露領時代は今清川に官設牧場ありて二種の優良種牡牛（種類不詳）を擧留し荒栗の私設牧場には優良種牡馬（種類不詳）二種を繫留し各其の附近の家畜改良に供用せるのみ他に何等改良の施設なく徒に牝牡混牧自由交尾に因りて蕃殖し加之飼養法甚だ相放なりしを以て善良なる家畜尠く不規則なる近親蕃殖を繼續せる爲遂に体格庸劣となりたるものと想像せらる。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや露人の多くは其の飼養せしる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は參々伍々群を爲して山野を彷徨するの止むなきに至り島内は宛然一大牧場たるの觀を呈せり、依て兵馬控惣の間臨機の策として軍令を發し移住民をして自由に之を繫捕するを許可して其の半數は繫捕したる者に拂下げ他は四ヶ所の牛馬收容所にて飼養することゝせり然ども之に收容せられたる牛馬は僅に數百種に過ぎずして尙大部分は山野に放され時恰晚秋に際し草木枯槁して飼料を得る経験あるもの渺かりし等の爲多數の牛馬を失ふに至れり。

超て三十九年四ヶ所の牛馬收容所をソロウキヨフカ（貝塚）に

合併して種畜所と改稱し同年種牡馬二種牡牛一種を北海道より移入して同場に繫留し一般種畜の種付に供用し四十年牛馬届出規則を制定して民有牛馬の現數及異動の明確を期し更に牛馬豚種付規則を制定して種牡牛馬を各適所に出張配置して民有種畜の種付に應じ尙四十一年より大正五年に至る間年々百頭乃至三百頭北馬數種乃至十數頭の種牡牛馬を北海道東北地方より移入し其他品評會競馬會等直接間接の獎勵指導の法を盡したる結果當初甚だ不振なりし畜產業も漸く頗勢を挽回することを得著しく數の増殖せるのみならず品質の向上せること實に隔世の感あるに至れり。

從來制定實施し來れる獎勵方法左の如し。

一、家畜の貸付 農民に貸付して家畜の蕃殖普及を計り兼ねて開墾を助成す。

二、種牡牛馬の貸付 各部落に無償にて貸付し種付に供用せしむ。

三、家畜（移入）費補助 農民にして馬匹を島外より移入し又は島内にて購入したものには五十圓以内を補助し以て馬匹の増殖を圖り貸付馬の不足を補ひ來りたるも大正七年より島内購入に對する補助を廢止せり。

四、種畜の（移入）費補助 種馬の資格あるものを移入又は購入したものに對しては牝にありては二百圓以内牡にありては三百圓以内を補助し以て馬匹の改良蕃殖に供せしむ。

五、種牡牛馬の飼養費補助 種牡馬の貸付を受たるもの又は所有せるものには年額百五十圓の飼養費を補助して飼養管理を充分ならしめ種付に供用せしむ。

六、優良牛馬種付 優良なる牡馬を種畜場に繫留し置き優良牝馬を所有せるものに對しては無料にて種付をなし改良の一助

とす。

七、種畜場 種畜の蓄殖育成をなし種畜種禽の種卵を民間に配付する同時に畜産に關する諸種の試験の研究を遂げ牧畜業者の羅針盤たらしむ。

八、畜産業に關する技術 更員を適當の時期に各地に出張せしめ實地指導の任に當らしむ。

九、競馬會 各支廳管内各一ヶ所の競馬會に其經費に對し五百圓乃至千圓を補助し愛馬心の養成に努む。

十、品評會共進會 を開催する時は其の經費に對し三百圓乃至千圓を補助し當業者の功勞を賞し獎勵の方針を示し以て改良の効果を大ならしめむとす。

十一、公獸醫の配置 構要の地十ヶ所に各公獸醫を配置して補助金を支給し其受持區域内の家畜の診療に從事せしめ且つ農民指導の一助たらしむ。

十二、製酪器械購入費補助 製乳事業獎勵の一方方法として器械の購入費を補助す。

十三、牡牛馬の去勢 風庸牡畜の交配を除去し且つ利用性を向上せしむる爲獎勵金を交付して去勢せしむ。

十四、牛酪製造費 農家の殘乳利用の途を開き畜牛業の堅實なる發達を期する爲牛酪の製造を爲す者に對し一磅に付五十錢以内の補助金を交付す。

十五、養豚養鶏 に對しては別に種豚、種禽、種卵の拂下又は無償配付等を爲し改良繁殖に努む。

十六、牧場地の貸付 牛馬又は綿羊の牧場を經營せむとするものに對しては國有未開地五十萬坪以内を無償にて五ヶ年間の期間にて貸付し豫定の事業を完成するときは之を無償讓與す。

十七、養狐業を目的とするものに對しては一万五千坪以内の土地を前同様の條件を以て貸付す。

◇馬 四 在來種及北海道より移入せる雜種を基礎とし之にアングロノルマン種ハツクニー種及此等の系統に屬する種牡を配して型體の統一品質の向上を圖りつゝあるを以て大体の体格の中間種に屬す尤改良方針決定後日尙淺きを以て能力の點に於ては尙北海道產に及ばざるもの多しそ雖早晚最用途の廣き輕輶馬の優良のものを生産し得る素地既に完成せり。

◇畜 牛 エーアシヤ種の系統に屬するもの多く僅にオルスタイン種及在來種等に屬するものありと雖エーアシヤ種に屬するものに比し成績概して良好ならず畜牧は馬四に比し改良大に進み体質優良と認むべきもの多し然れ共今尙牛乳を完全に利用し居るもの甚だ少きを以て能力の程度は明確ならず。製乳事業は將來大に有望にして近時之が計畫を爲しつゝあるもの少なからず。

◇養 豚 パークシヤー種に屬するもの多くヨークシヤー種に屬するもの之に亞く何れも成績良好なり肉質亦善味にして食肉中最もく嗜好せらる但し品質の改良進みたるに比し飼養法に稍缺陷ある關係上体量比較的大ならず生体量四十貫を超ゆるもの多からず將來此の點に改善を加ふれば甚だ優良なる生肉用豚を生産し得へし。

◇養 鶏 白色レグホン種を最多とし其の他ミノルカ種アンダルシヤン種褐色レグホン種等あるも白色レグホン種の成績最良好にして到底他種の隨從を許さず產卵數二百個に達するものあり。

各年末現在家畜頭數表

年次	畜種					
	畜	牛	馬	西	養	豚
四十年	一、六六	一、三三	一、三二	一、三一	一、三〇	三、三三
四一年	一、三三	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二九	三、三一
四十二年	一、三六	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二八	三、二九
四十三年	一、三八	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二七	三、二八
四十四年	一、四一	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二六	三、二七
四十五年	一、四四	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二五	三、二六
元四年	一、四七	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二四	三、二五
四六年	一、五〇	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二三	三、二四
四七年	一、五三	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二二	三、二三
四八年	一、五六	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二一	三、二二
四九年	一、五九	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二〇	三、二一
五〇年	一、六二	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一九	三、二〇
五一年	一、六五	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一八	三、一九
五二年	一、六八	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一七	三、一八
五三年	一、七一	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一六	三、一七
五四年	一、七四	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一五	三、一六
五五年	一、七七	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一四	三、一五
五六年	一、八〇	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一三	三、一四
五七年	一、八三	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一二	三、一三
五八年	一、八六	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一一	三、一二
五九年	一、八九	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一〇	三、一一
五十年	一、九二	一、三一	一、三〇	一、三一	一、九	三、一〇
五一年	一、九五	一、三一	一、三〇	一、三一	一、八	三、九
五二年	一、九八	一、三一	一、三〇	一、三一	一、七	三、八
五三年	一、一〇一	一、三一	一、三〇	一、三一	一、六	三、七
五四年	一、一〇四	一、三一	一、三〇	一、三一	一、五	三、六
五五年	一、一〇七	一、三一	一、三〇	一、三一	一、四	三、五
五六年	一、一一〇	一、三一	一、三〇	一、三一	一、三	三、四
五七年	一、一一三	一、三一	一、三〇	一、三一	一、二	三、三
五八年	一、一一六	一、三一	一、三〇	一、三一	一、一	三、二
五九年	一、一二〇	一、三一	一、三〇	一、三一	一	三、一
五十年	一、一二三	一、三一	一、三〇	一、三一		三

るを認め今後白色レグホン種と共に之か普及を爲すべく準備中なり。

◆養 狐 樺太創競の事業にして氣候其の他の事情は之か飼養に最適し生産毛皮は其の品質の美良なること全國に冠たり大正五年本業勃興以來事業頗る堅實に發展しつゝあり。

就中黒狐の成績可良にして平均十割の繁殖率を示す将来樺太の產業として極て有望のものなり。

◆綿 羊 民間飼養者絶無の状態なるも農事試驗場に於て數年間調査研究せる成績によれば收量は内地の成績に比し平均一、二割の增收あり繁殖率八割を下らす冬期舍飼中の飼養法に充分の注意を拂ひ舍内及放牧地の湿润を避ければ成績見るべきものあるを認め急速に普及せしむる目的を以て目下農事試驗場に於て極力増殖に努めつゝあり種類はシロツブシャー種を以て最適種と決定す。

◆牧 場 數 及 面 積

大泊支廳管内	三十二個所	一一、四七五、七一三坪
豐原支廳管内	四個所	八〇、〇〇〇坪
眞岡支廳管内	三個所	四五、〇〇〇坪
泊居	同	三八個所
泊居	同	十三個所
敷香	同	無し
計	百三十五個所	二七五、〇〇〇坪

四一、八七八、八一九坪

第三章 林業

第一節 森林の概況

邦領樺太面積三六三万町歩中林野に屬するもの三三五万町歩にして實に全面積の九割に當り全島殆んど蓄鬱たる原生林を以て被はる、樹種の主なるものはトドマツ、エゾマツ、落葉松及白樺にして其他赤楊、白楊各種楊柳類春榆等とす、而して「エゾ、

トド」は常に相混生し全島に普遍して針葉樹の大部を占む、落葉松は中央凹地帶に屬する幌内、内澗、鈴谷等の平原其他溝内、東海岸、富内、西海岸惠須取方面等の低湿地に多く其の分布局的なり、潤葉樹林は山岳上部及河川沿岸平地に存在し、山岳部にありては「白樺、ナ、カマド」河川沿岸に在りては柳類榆等の樹林より成り又針潤混生林は大低山腹部を占め「エゾ、トド」を主として之に白樺を混せるものなり。

本島森林の概況は三十九年より三ヶ年に亘り調査せるか其の成績による林種別面積を擧れば次の如し。

種別	面積
針葉樹林	二、一〇四
潤葉樹林	四七三
針潤混生林	三六一
未立本地	一六〇
ツンドラ地	二五二
計	三、三五二
	針一、七七六、七四五 潤一、二四、五二八
	計一、九〇一、二七五

備考 未立本地其他は主として火災跡地にして人工造林を要する區域に屬しツンドラ地とは幌内川沿岸に於ける苔層より成る湿地にして矮小なる落葉松櫟類を生ずるに過ぎざる不毛地なるを以て農耕に適せず又林業上より見るも當分利用の途なき所とす。

第二節 森林經營の方針

本島林野の經營方針に付ては前年來調査中に係る森林經營調査事業完了するに非れば確定せざる處なるも大要を記すれば次の如し。

一、林種區分 本島林野區分は各種調査の結果略次の如く豫定されたり。

するを例とす、而して一尺前後に達するには普通百年前後を要するを以て輪伐令を百年とし現時一般賣拂に於ける如く四寸以上の林木を皆伐する特種傘伐更新法により更新し伐採跡地は更新養護の取扱により稚樹の生長を促進せしめ以て第二次林の成林を期せんとす、然れども林種樹種の如何により輪伐令を伸縮すべく落葉松の如き生長速なるものに在りては輪伐令を六七年とするを得へし、又保安林の如き或は特に徑級の大なるものを要する場合の如きは擇伐法により更新すべし、其他白樺、白楊の如き萌芽性を有する林種に對しては矮林作業を行ひ得べきが如きも試験の成績に徴せされは未だ斷定し難し。

第二節 森林の利用

一、バルブ工業 殿治の當初に在て島材の主たる用途は住民用、漁業用、土木用等に要する用薪材と落葉松材を主とする輸移出材を主なるものとせが四十四年五月豊原乾餾工場を設置し初めて官營により木材乾餾を行ひ年々數千噸の白樺材を使用するに及び茲に島材の工業的利用を見るに至れり、而して島材の主要木たる「トド、エゾ」はバルブ製造に好適し其蓄積豊富なるにより廳當局は夙に島材を原料とするバルブ工場の島内に設置せらるゝを企畫獎勵したる結果四十三年三井物産會社はバルブ製造を目的とし五ヶ年以内にバルブ工場を設置するを條件とし海内、鐵道沿線、東西海岸等に於て二十ヶ年に亘り千餘万尺の太口賣拂を出願し許可を得翌年大川平三郎氏は同一條件の下に西海岸に於て太口賣拂の承認を得たり、かくして大正三年十二月に至り王子製紙の大泊工場の始めてバルブ製造を開始し四年九月には樺太工業の泊居工場相次で竣工せしか、時偶歐洲戰亂に際會し輸入品の絶対は率ら島内バルブ事業の氣勢を高め、

會社	工場	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
同 計	王子製紙 大泊	五、〇五	八、三〇〇	九、二〇〇	九、九五〇	一、五七八	二、四六〇	二、六〇〇
同 富士製紙 泊居	豊原 落合	一	一	七、二九	三、五五五	五、四〇五	一、五、一四四	一、五、二四四
同 樺太工業 泊居	眞岡	二、三七六	八、三〇〇	三、二〇〇	一、五、五五	一、九、五七	三、〇〇〇	三、六七〇
七、四三六	六、六〇	四、二五	吾、元、二三、九〇	吾、元、二三、九〇	吾、元、二三、九〇	吾、元、二三、九〇	吾、元、二三、九〇	吾、元、二三、九〇

備考 括弧内数字は紙料生産高とす。十年度に於て泊居、眞岡兩工場とも火災のため焼失したるによる。
落合工場は十一年中日化紙料會社より富士製紙會社に併合さる。

一、國有林に屬せざる (殖民地及殖民豫定地) 四十三万町歩
面積六十二万町歩 (河川及海岸除地)
大學演習林
九万町歩

二、國有林として經營 (普通施業地) 原野
面積二七〇万町歩 (普通施業地)
七万町歩 (ツンドラ地)
一万町歩 (ハイマツ、笹)
一万町歩 (生及散生地)
保安林豫定地 五万町歩

普通施業林は樺太に於ける財政上の資源たると共に島内所有方面に於ける木材の需要に應すべき最も重要な林域にして島内住民の生活に必要ある用薪材は勿論鐵道、電柱、築港、橋梁材等より本島工業の大宗たるバルブ資材、早晚大規模計畫の下に着手さるへき炭礦用材等諸般の需要を充たさざる可からず、而して上記限定せられたる林域を以て諸般の需要を充たさんとするには猶供給不足するの嫌あり、殆んど大虫害の爲に南部樺太に於ける主要なる森林約二十万町歩を被害せらるゝあり、在來の無立本地十六万町歩と合し普通施業林の二割を減損せられたる現況なるを以て今後之等虫害林火災跡地等の復舊造林をかかると共に一般木材の節約使用を期し本島森林をして永遠に生産保續の途を講ずるは最も急務とする處なり。

二、施業方法 本島森林の大部分を占むる「エゾ、トド」及落葉松の針葉樹林は老幼相混生し老大なるものは次第に朽損し稚樹次第に伸長肥大して之に代り新陳代謝して己む事なし、之等自然林に於ける老木は往々直徑二尺數寸に達するものなきに非るも普通一尺前後に於て生長最盛期を過ぎ漸く老朽に入らんと手に至らず、今島内バルブ工場の生産額は如次。

め島内既設會社は事業擴張を計畫して工場の新設をはかると共に之に相當する林域の年期賣拂を出願し日本化學紙料會社、富士製紙會社等相次て工場設置の計畫と共に所要林域の年期賣拂を出願するあり、島内國有林の大部分は之等バルブ資材賣拂區域として承認さるゝに至れり。

大正六年一月王子製紙の豊原工場、同年四月日化の落合工場、各製造を開始し八年十月樺太工場の眞岡工場、十年十一月王子製紙の野田寒工場事業に着手し今や既設六工場の生産額七万噸に達せり、猶島内工場未設のものに富士製紙の恵知取、内路、敷香の三工場樺太工場の鶴城工場あり既に富士製紙の如きは本年度より王子と共に東海岸に私設鐵道の敷設を計畫し工場の設置に着手するを以て早晚之か開業を見るべく將來島產バルブ年度額は十五万噸内外に達すべし、而して之が資材として年々六百万石の賣拂を要する豫定なり、豊原乾燥工場は六年八月大倉組に拂下げ民業として企畫されたるか戦亂終りて化學製品下落の結果工場維持困難となり、十年一月より一時工場を閉鎖するの己むなきに至れり、大倉組は此の外本斗及散江附近にて乾餾並に製炭業のため承認區域を存するも之亦都合により事業の着手に至らず、今島内バルブ工場の生産額は如次。

バルブ工業以外に於ける木材工藝としては幌内川、名好川流域に於て白楊を原料として軸木製造を行ふものと江戸内伊皿間に於ける白樺を原料として木管を製造するものとあり其他島産タモ、ヤナキ等を使用してスキー、下駄、家具等を製造するものあるも僅に島内の需要を充すに過ぎず。

二、建築、土木、薪炭材 現在島内住民は十一万人にして年々急速に戸口を増加しつゝありて且各種施設に伴ふ建築、鐵道、港灣の改築等に要する資材も其需要益々増加し之か所要材供給のため管内を通して四十六ヶの製材所あり以て各種の需要を充たせり。

第四節 國有林の保護

一、森林火災 本島森林は比較的火に弱きエゾ、トマの一齊林より成るを以て火災の虞多く殊に伐採跡地の如きは山火の危険最も大なりとす、森林として一度山火の襲ふ處とならんか林木を焼損するのみならず、地被物と共に後繼椎樹を滅盡し森林の經營を根本的に破壊し去らる、本島に於ては邦領以前在住土民により焼損せられたる面積十數万町歩の多きに上り廳治後に於ても年々多少山火の發生を見ざることなく之が防備如何は實に本島森林の命脈に關するといふも過言にあらず。

山火の原因是開墾に伴なふ火入、煙草吸殻、焚火の不始末又は汽車煤烟によるもの多きを占め概ね個人の不注意不始末に原因せり、而して山火は消防に難く豫防を第一とするを以て先づ地方住民の公共責任感と愛林思想の鼓吹とにより事を未然に防ぐに努めざる可らず。

山火防備に關する施設事項は大略如次。

一、防火線の設置 大正十年中里大澤間殖民地國有林界に沿

ひ十間幅の防火線を設置し、十一年には玉川スキーチ及落合播種造林地に防火線を設置、今後年々所要個所に設置の豫定なり。

二、法令による取締 昨年廳令五十八號を以て林野火入取締規則を改定せり、其要旨は火入をなし得る場合は造林地扱、害虫驅除豫防、開墾、防火線設置に限り、火入の許可を受んとする者は火入場所に近接居住する者五十一戸を以て火入組合を設け火入期日十五日前に火入組合世話係連署の上火入場所、地目、面積、火入目的、期日等を具し殖民地に在りては所轄警察署林野に在ては支廳長に願出せしめ、又火入の許可を受たるものは火入前火入の日時、火入に從事すべき人員等を巡査駐在所又は森林主事駐在所に届出てしむ、其防火設備火入方法等に關しては嚴密なる規定を設けたり、此他林内に於て火器の使用を禁じ又年々山火期に際しては告諭を發して一般に對する豫防警戒を促せり。

三、山火時期に於ける警防 山火發生最多き五六月間に於て地方警察官は特に山火警防に對し多大の服務を了せり。

四、火防組合の設置 昨年六月廳令を以て國有林防火組合規程を定め町村又は部落毎に火防組合を設置し所在國有林の防備に任せしめ其成績により豫算の範圍内に於て獎勵金を交付する事とせり、組合は毎年五月より十月まで其防備の難易に應じ相當の設備及巡視人を設置するを要し、獎勵金は次の標準に基き防備期間、防備の難易及成績の良否を參照し其交付金額を査定するものとす。

一、組合維持費	一組合に付	五十圓以内
二、防濟面積	百町歩に付	三圓以内
三、組合員	一人に付	二圓以内

本虫は松村博士により「カラフトマツカレハ」と命名され鱗翅目、蛾亞目、枯葉蛾科中まつかれは屬に隸し、本島國有種なるも從來人の注目を引かざりしは存在少くして被害微弱なりし爲のみ、成虫は翅の開張雄二寸、雌二寸五分、体長雄八分、雌一寸にして全身褐色を呈すれども各蛾濃淡一ならず、而して其性質外觀内地の「マツケムシ」に極似するも前翅外像に近き班點に於て少しく異る所あり、歐洲產松毛虫、本邦產ツガケムシに近似せり、蛾は七月月中旬より八月中旬に至る一ヶ月間に亘り、日沒黃昏の時好んで天空を輕快に遊飛し能く數里の遠方に達するの翅力を有するものの如し、一雌蛾の腹藏する卵數は二百數十粒に達するものあり、好んで稍頭部枝條に產卵す、孵化日數は十一日乃至十四日を要し仔虫は強健活潑盛に針葉を齧食して秋期冬眠迄に五六分乃至一寸二三分に生長す、十月恒寒期に至り徐々に樹幹に下降して林下の蘚苔、地衣、落葉の裡に潜伏越年し翌年五月雪の融くるに伴ひて潛伏所を這出て樹幹を上升して急速の生長を始め此の間最も多量の生葉を食食し齧食したる森林と雖も僅に數十日にして青葉を認めざるに至る。

被害の状況 被害樹種は主として「エヅ」「ヤド」の二種にして之に次くものは落葉松なるも、食物に不足なき場合に於ては落葉松は被害を蒙る事少なく且回復力強し、被害の最強期は五月

大正十一年末調査による虫害林概測面積材積如次。

方	面積	材積
沿線東山	二六、七二二	七、六一九
同 西山	一六、四六二	七、二六九
西 潟 内	五四、五四五	二六、五四二

東 澪 内	一三、六九七	一五、五四二
富 留 多 加	二四、六〇九	一〇、四五〇
本 田 寒	五、七七七	二、七一
計	一四、七四七	九、二四二
	三六、八一四	七、九六八
	一九三、三七四	七七、三四二

虫害木の處分 前記虫害木數量は施業案により計上したる概数にして此内殖民地に選定され又牧場地として豫定存置されたるもの不尠、故に國有林として處分を要するは約六千万石と見るを妥當とす、而して搬出不便其他の理由により現在市價にて搬出不能のもの千万石とするときは事實賣拂又は官行により處分すべき數量は五千万石丸太にて二千五百石にして其大部分は數年間の中に内地に移出利用さるべきものとす。

第五節 造林

本島森林は其の成立全く天然更新により行はれたるものにして將來も亦此自然的作用を助成し主として天然造林に依るべき事勿論なりと雖火災跡地、虫害林地の如きは人工造林に依らざれば到底成林を期する事難し、由來本島には十數万町歩の火災跡地を存し之が復舊造林を計劃中更に九年以降三ヶ年にわたり島内に發生したる松毛虫の大虫害は面積二〇万町歩の多きに達し所要造林面積火災跡地合して實に三十餘万町歩に達せり。

本島に於ける造林として三十九年中青森大林區署より各種苗木を購入し、之れを大泊町山下町苗圃にて養成し大泊町小學校附近に移植したるを嚆矢とし當時植栽せるものゝ中落葉松のみ活着生長せり、又真岡町真岡川上流水源地面積五町二段に明治四〇、四三、大正二年にわたり落葉松一万一千本、アカシャ九千本計二万本を植栽し、アカシヤは枯損したるも落葉松は徑數寸

高數間に達し可良なる林相を呈せり、大正元年大澤試驗林を設置すると同時に豊原に苗圃を設け年々各種苗木養成試験を行ふと共に所產成苗は大澤試驗林内山火跡地に造林し或は樺太神社官舍學校分監其の他民間に配給して植栽せしめ大正四年に亘り御大典記念として神社學校各支廳所在地に亘り植栽したるも苗木三万餘本に及へり、七年十月東京大學演習林に獨逸赤松外四種二万五千本を分譲したり、苗圃に於ける養成樹種はドイツアカマツ、溝瀬赤松、朝鮮五葉松、朝鮮櫻、落葉松ボブラン、カマド、白樺、山ナラシ、ドイツトウヒ、瑞典赤松、鬼タルミ、サンチン等十數種に亘れり。

大正十年造林計劃案を立ると共に在來豐原苗圃の外、吐鰐保、富内岸、清水、留多加、貝塚、並川、川上、泊居、久春内、寶澤の九ヶ所に應設苗圃を設けトゞ、エゾ、カラマツ等を播種し一方トゞ、エゾ等自然苗を採集して苗圃に移植養成し年々事業を擴張續行中に屬す。

由來本島は造林適期短かきのみならず住民少なき爲勞銀高かくして人夫を得る事難く造林上種々の障害あり、加ふるに所要造林面積多大なるを以て勞費を要する事少くして相當の成績を得らるべき方法を講ずる必要あり、大正九年試驗的に落合附近山火跡地にトゞ、エゾ、落葉松、樺類の播種造林を行ひたるに其の成績は比較的良好にして植樹造林に比し勞費を要する事甚だ僅少なるを以て十二年度より年々五十町歩づゝ播種造林の計劃をたて併せて植樹造林を行ふ豫定なり。

第六節 官行研伐

立木の盡林產物を處分するは拓殖の初期に於て已むを得ざる處なるも本島の如き伐採跡地は主として天然更新に依り更新せらるゝをたて併せて植樹造林を行ふ豫定なり。

大正十一年研伐豫定表

個所	伐木數量			個所	伐木數量			個所	伐木數量		
	伐木數量	伐木數量	伐木數量		伐木數量	伐木數量	伐木數量		伐木數量	伐木數量	伐木數量
古 泊	一五〇	一五〇	一五〇	内 離	五〇	五〇	五〇	内 間	一五〇	一五〇	一五〇
江 尾	六〇	六〇	六〇	女 露	一五〇	一五〇	一五〇	大 呴	一五〇	一五〇	一五〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	普 里	五〇	五〇	五〇	潤 申	五〇	五〇	五〇
清 川	三六八	三六八	三六八	小 菱 取	一五〇	一五〇	一五〇	内 潤	五〇	五〇	五〇
大 譚	内 潤	内 潤	内 潤	菱 取	六〇	六〇	六〇	砂 申	五〇	五〇	五〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	内 潤	一五〇	一五〇	一五〇	砂 申	五〇	五〇	五〇
四〇	四〇	四〇	四〇	内 潤	二〇〇	二〇〇	二〇〇	砂 申	五〇	五〇	五〇
雨 龍	四二	四二	四二	内 潤	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内 潤	七〇	七〇	七〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	内 潤	一五〇	一五〇	一五〇	内 潤	五〇	五〇	五〇
計	一五〇	一五〇	一五〇	内 潤	一五〇	一五〇	一五〇	内 潤	五〇	五〇	五〇
	北 孫 杖	北 孫 杖	北 孫 杖	内 潤	一五〇	一五〇	一五〇	内 潤	五〇	五〇	五〇
	計	一五〇	一五〇	内 潤	一五〇	一五〇	一五〇	内 潤	五〇	五〇	五〇
	二七〇	二七〇	二七〇	内 潤	一五〇	一五〇	一五〇	内 潤	五〇	五〇	五〇

第七節 林業試験

本島森林の開發を計るには先づ島材の工藝的性質を研鑽し之が利用の途を明らかにする必要を感じ、四十三年本廳内に臨時工業調査所を設け附屬工場を大泊に設置し松脂よりテンビン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造、バルブ試験等各種の調査を行ひしが後必要を見ざるに及び之を廢止せり。

これと前後して大澤に試驗林を設け大正元年以來主として各種森林更新試験を行ふと共に主副產物の利用造林試験等を行ひしが大正十年中虫害火災の爲に大部分の林域を損害せられ目下官行研伐中なるを以て近き將來に於て試驗林を適地に再設し更に試験を實施する豫定なり。

第八節 森林調査

島内の森林に付ては三十九年より三ヶ年に亘り全島を十區に分け概況を調査し引きつき漁業用材伐採區域、乾餾資材、地方備林の設定調査等を行へり、森林經營調査に付ては夙に樞要なる區域に付き事業區調査を行ひしが都合により中斷し大正五年樺太國有林經營調査規定を制定すると共に三組の調査員を設け

最急要の地點より調査を開始し大正七年より調査組十五組を以て十ヶ年に完うする計画の下に着手せしが二三年間は調査員豫定數に満たず十年に至り始めて豫定通り十五組を以て調査を行し得るに至れり、今十一年末迄に調査したる事業區を舉れば次の如し。

今調査完成の事業園を表記すれば次の如

大正十一年度に於ては小田寒外二事業區を調査したる事如次。

は束を用ふ、賣拂標準單價は年々之を告示せしが十一年より告示を廢し内訓を以て通達する事に改めたり、今最近五年間に於る產物處分類及賣拂種別數量を擧れば如次。

年	度	面	積	用材	々積	薪	材	積	價	格
九	八	七	六	五	年	年	年	年	年	年
一四、六六五	三、五八八、八〇二石	三、三九二、七七〇石	三、三九二、六六木	三、二五	一五、九九八	三、一四六、九九二石	三、一四六、五九七石	二、二〇八、三七或石	二、二〇、七元	九〇七、五九四
四九、八三木	二三七、八六八	二七三、四九七	二三二、八七二	二三二、八七二	一五三、八三三	五〇、七七木	五五、七七木本	五五、七七木本	九〇七、五九四	九〇七、五九四
	一、一三三、二九四		一、一四四、八六七		一、一四四、八六七					

樺太に於ける國有林野は明治四十年四月樺太廳設置以來同廳の主管する所にして當時本廳第二部に林務課を設け一切の林務行政に膺らしめたり、後林務課は内務部に屬し大正七年拓殖部を置かるゝや其の一課となり林政を統轄し地方には支廳、出張所屬、技手、森林主事、雇員等を配置し地方林務を掌らしめたり大正十年島内に松毛虫發生するや被害面積五万町、材積二千万石に達し急速之か處分をなすの要あるに至りたるを以て官行砍伐を開始すると共に大正十一年五月樺太廳臨時森林作業所官制發布せられ林務課より分離して直接官行事業に從事する事となり、森林主事は大正五年十一月各支廳出張所に各一名づゝ都合十六名を配置したるに始まり其後年々増員し大正十一年には

第十節 森林管理

本島森林はバルブ工業其他各種産業の原動力たるのみならず其の收入は拓殖資源として廳財政に於ける經常收入の重要な部を占む、本島森林產物は鐵道軌道其の他公共の利益となるべき事業にして拓殖上必要あるものゝ起業者に對し事業に要する上地及森林產物を無償貸付又は讓與し得るの外普通賣拂處分を行ふ賣拂には年期契約のものと一時賣拂のものとあり年期賣拂契約をなし得る場合は鑄業漁業及重要品製造業者に對し事業に必要な材料を賣拂ふ時にして、重要品製造業者は製炭業、藥品、染料、鱗寸、經木、鐵道枕木、船舶包裝箱、各種用材製造業者を指稱す、處分法は公賣によるを原則とするも漁業、鑄業及重要品製造業者に事業上必要なる材料を賣拂ふ時、地方住民に自家用、用薪材を賣拂ふ時、官廳の土木建築事業に必要なる材料を其の事業請負人に賣拂ふ時等は隨意契約により處分するを得、材積調査は每木法又は標準地法によるも八年以來主として每木法により調査を行へり、材積單位は用材は石（十立方尺）薪材は敷（二尺五寸のものを高五尺巾六尺に積上げたる層積にして實積を五石とす）を用ひ徑級小なるものは本・小柴、粗朶類に

事業區名	面積	面積
小田寒事業區	約七〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇
元泊事業區	一一五、〇〇〇	五一、〇〇〇、〇〇〇
清水事業區	七〇、〇〇〇	三一、五〇〇、〇〇〇
計	二五五、〇〇〇	一一一、二五〇、〇〇〇
合計	一、二三八、一七三	四一一、八一四、一六三
大正十二年度に於ては新間郡（東知取村、東棚丹村、新間村） 城郡（伊皿村、鶴城村）名好郡（惠須取村）此概定面積四十五 町歩を調査の豫定なり。		

れ新に支廳増置と共に管内四十五個所に森林主事を駐在せしめ以て保護の周到と處務の敏活を期するに至れり今大正十一年末に於ける林務職員を舉ぐれば如次。

區 分	技師	屬	技手	森林		計
				主事	雇員	
林務課	三	三	三三	一	二三	六二
臨時森林作業所	二	四	二五	一	二三	五四
支廳	一	一	技术	三	五七	六〇
計	五	七	六一	五七	四六	一七六

林務課は造林、賣拂、經營調查、林業試験、庶務係等に分かれ各事務を分擔せり。

經營調查班は主査(技手)一副査(雇員)一を以て一組とし全部にて十五組よりなり技師一之を統轄す、賣拂調査は年期契約に係る大口賣拂の調査に當るものにして以て調査の統一を期し小口若しくは臨時的のものは支廳にて臨時處理せしむ。

臨時森林作業所は庶務、經理、業務の三係に分たれ各現業處には技手、雇員を配置して現業に從事せしむ。

森林主事は直接地方林務を管掌するものにして其の任頗る重く且事業の發展に伴ひ年々増員するの要あるにより八年七月命令を以て森林主事試験規則同年十一月訓令を以て森林主事教習規則を定め廣く島内外より適任者を募集し之に三ヶ月間所定の講習を施したる後本務に服せしむる事とし九年一月より四月に亘り第一回教習(主事四人)同年十二月より翌年三月までに第二回教習(主事九名)十一年一月より三月に亘り第三回教習(主事十六名)を行へり、之等教習を了したる者はすべて地方に駐在し實務に當れり、尙今後に於ても年々所要の主事を採用し地方林務機關の完備を期せんとする。

現在森林主事駐在所(告示二二九號)は四十五個所にして其の位置

れ新に支廳増置と共に管内四十五個所に森林主事を駐在せしめ以て保護の周到と處務の敏活を期するに至れり今大正十一年末に於ける林務職員を舉ぐれば如次。

現在森林主事定員五十七名其駐在所は四十六ヶ所にして次表の如し。(大正十一年十一月)
(告示二二九號)

森林主事定員並に駐在所位置

支廳	主事雇員 數二人	所數	駐在		支廳	主事雇員 數二人
			豐原	泊居		
留多加	一〇	九	豐原、並川、川上、深雪、落合、川南、榮濱、小田寒、東白浦	一〇	豐原	一〇
大泊	八	八	大泊、貝塚、長濱、遠淵、彌滿、喜美内、富内	八	大泊	八
本斗	五	五	留多加、多蘭内、雨龍、泊尾、內砂	六	本斗	五
真岡	七	七	本斗、内幌、南名好、宗仁	七	真岡	七
鶴城	四	四	真岡、降阪、小能登呂、野田	四	鶴城	四
元泊	四	四	泊居、追牛、名寄、久春内、崩葵、珍内	四	元泊	四
敷香	四	四	鶴城、惠須取、北名好、安別	四	敷香	四
泊居	七	七	泊居、追牛、名寄、久春内、崩葵、珍内	七	泊居	七
敷香	四	四	敷香、内路、散江	四	敷香	四
五七					五七	

計	備考	所數	駐在所		計	備考
			豐原	大泊		
留多加	一〇	九	豐原、並川、川上、深雪、落合、川南、榮濱、小田寒、東白浦	一〇	留多加	一〇
大泊	八	八	大泊、貝塚、長濱、遠淵、彌滿、喜美内、富内	八	大泊	八
本斗	五	五	留多加、多蘭内、雨龍、泊尾、內砂	六	本斗	五
真岡	七	七	本斗、内幌、南名好、宗仁	七	真岡	七
鶴城	四	四	真岡、降阪、小能登呂、野田	四	鶴城	四
元泊	四	四	泊居、追牛、名寄、久春内、崩葵、珍内	四	元泊	四
敷香	四	四	鶴城、惠須取、北名好、安別	四	敷香	四
泊居	七	七	泊居、追牛、名寄、久春内、崩葵、珍内	七	泊居	七
敷香	四	四	敷香、内路、散江	四	敷香	四
五七					五七	

第四章 水產

第一節 漁業制度

鱗鮭鯛の定置漁業、魚類、介類、藻類の區割漁業及地先水面の專用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要し其の免許を受くべき漁業中鱗鮭鯛の免許漁業は特定の事項(樺太ニ於ケル漁業法施行規則第2条)に該當する場合に非されば免許を與へざる規定にして其の漁具は鱗を目的とする定置漁業に付ては建網、鱗鮭を目的とする定置漁業に付ては建網又は瓢網に限られ又鱗を目的とする定置漁業に付ては建網又は瓢網に限られる。免許を要せざる專用漁業に付ては刺網及地曳網又は船曳網に限らる、免許を要せざる漁業は許可を受け又は届出を爲すことを要す許可漁業の種類は十五種ありて樺太漁業取締規則第一條の規定する所にして所轄支廳長の許可を受くることを要し若し漁業の場所が二支廳の管轄に互るときは樺太廳長官の許可を受けることを要す許可漁業中鱗刺網、鱗流網、鱗配網漁業は漁業組合の組合員に非ざる者には許可を與へざる規定なり是れ漁村維持の爲め必要なるに基く、免許又は許可を要せざる漁業は即ち届出漁業にして何人ど雖樺太に於ける住所地又は居所地を管轄する支廳長に届出で斯の如しと雖樺太に在住する土人に對しては彼等の歴史的慣習及能力の低さに鑑み一の例外規定を設け土人にして土人以外の者を使用せず漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き鱗鮭鯛の捕獲に付ては一定の區域に於て其の他の魚族の捕獲に付ては殆ど之を自由に放任す。

第二節 漁業並製造狀況

◆漁業法 漁業法第四條に依り樺太に於て免許すべき漁業の種類、樺太に於て免許すべき漁業の名稱、樺太に於ける漁業施行規則、漁業登録令、樺太に於ける漁業登録令施行規則、樺太漁業取締規則、蟹蝦鱈及鮭罐詰製造取締規則、水產物検査規則、漁業組合令、漁業組合令施行規則、樺太に於ける水產組合規則、大正五年六月農商務省令第十五號水產組合規則、重要物產同業組合法(漁業法ニ基き)重要物產同業組合法施行規則(水產組合ニ准用)等にして漁業を爲さむとする者は此等の法令に基き

次の如し。

も多き地方は亞庭灣内に沿へる貝塚、遠淵間及海馬島沿岸にして

之に次くは西海岸に於ける真岡西宗谷間及野田有部間、東海

岸に於ける榮濱附近及元泊東白浦間なりとす。

鰯漁業は領有以來僅に十六年に過ぎざるも此の間各地方の漁況

には著しき變遷を見たり即ち領有當初より大正二年に至る頃迄

は野田より北部の西海岸各漁場は最も優秀なる漁場と稱せらる

全島鰯漁獲高の過半數は此地方に於て生産せしも爾後年と共に

激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし之に

反し真岡本斗附近及亞庭灣に於ける大泊、池邊讚附近並東海岸

中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し

西海岸北部地方と全然反対の結果を現出し殊に大正十年來東海

岸は異常の豊漁を見るに至れり。

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしか翌四十年より曳網を廢し副網の制度を設て建網二統を使用せしめたり然るに大正九年七月漁業法規全般の改正に依り一漁業權に付一建網の制に改め鱈鮭と鰯と別個の漁業權とし鰯漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てし建網の左右三百間以内に於て之を使用せしむることなれど更に大正十一年漁業法規の改正に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる爲定置漁業權は大正六年度に於て三百六十四漁場なりしが現在は鱈建網三百五十、鱈鮭瓢網又は建網三百十八に及び其の他待網を建網に變更したもの五十餘に及べり又大正五年より專用漁場を設て其の數大正九年には三十八なりしが現在は其の數五十四に達せり。

鰯は各漁業者に依り其の大部分は製造せらるる製品の主なるものは搾粕なるも近時身欠鰯並鱈の製品次第に其の數を増加し各製品の品質改良に意を用ゆるに至れり、鹽鰯は明治四十五年後數年前に供するもの次第に增加するに至れるも尙其の大部分は漁業者の手に依り鹽鰯に製せらる。

鱈漁獲高 (大正十年) (単位百貫)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百貫)					

鮭 製 品 及 生 賣

(大正十年) (単位百貫)

(但し鱈詰は百兩)

(単位百貫)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百貫)					

鮭 漁獲高 (大正十年) (単位百貫)

(但し鱈詰は百兩)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百貫)					

鮭 製 品 及 生 賣

(大正十年) (単位百貫)

(但し鱈詰は百兩)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百貫)					

鮭 漁獲高 (大正十年) (単位百貫)

(但し鱈詰は百兩)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百貫)					

鮭 製 品 及 生 賣

(大正十年) (単位百貫)

(但し鱈詰は百兩)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百貫)					

鮭 漁獲高 (大正十年) (単位百貫)

(但し鱈詰は百兩)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百貫)					

鮭 製 品 及 生 賣

(大正十年) (単位百貫)

(但し鱈詰は百兩)

品目	年度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鹽 鮭	大正八年	一〇、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 筋 子	大正九年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 肉	大正十年	一一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
鮭 純 詰	合計	二二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
	價額	(百					

多十一年に至り着業者の數著しく減じ本漁業に一頓挫を來せり

然れども元魚族の減耗したるにあらざるを以て着實なる漁業者は從前の通り着業して相當の成績を擧げ自ら本漁業の基礎も定まり漸次舊に復するに至れり近年に於ては野田附近より南方武

意泊に至る間を主產地とし春期一漁船の漁獲は二萬尾乃至四萬

尾に達し秋期は約其の半漁とす尚西海岸に於ける安別附近、亞庭灣及東海岸に於ける富内、榮濱、元泊等の各地沖合にも棲息せるを以て着業者の數漸次増加の傾向あり。

鱈は主として棒鱈に製すれば夏季溫暖なる時期に於ては主として搾粕又は開鱈に製せらる尙ほ棒鱈、搾粕、開鱈の外歐米輸出向鱈特に「ストックフィッシュ」の製造は大正六年より企業せられ大正八年の如き其の年產額二十五萬五千貫の多きに達せしことありと雖大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り其の事業を緊縮せるを以て產額頓に減少し現時歐米輸出向製品の製造は殆ど休止の状態に在り其の他晚秋に於ける鱈の一部は鹽鱈として移出せらる。

鱈の副產品たる鱈汗油は主として汗油製造業者に依り製造せられ主要なる鱈漁業地に其の工場を見ざるはなし製品は工用油及藥用汗油の二種にして其の產額大正十年は價額騰落の結果製油量著しく減せしと雖例年通りにして二万兩を超ゆ。

鱈漁獲高 (單位百貫)

年 度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
大正八年	一、五三、五	二、六、〇	一、一	一	一	九
大正九年	一、五三、四	二、九七、四	一	一	一	一
大正十年	七四三、〇	三、四	五、九一、〇	一	一	一
計	三、〇八、八	三、〇八、八	三、一、二	一	一	三、一、二

鱈漁獲高 (單位百貫)

年 度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
大正八年	云	一、七、四	一	一	一	一
大正九年	云	一、七、四	一	一	一	一
大正十年	四六四、一	二、五、五	四一〇、〇	一	一	一
計	三、〇九、九	三、〇九、九	三、一、二	一	一	三、一、二

◆蟹 蟹は「タラバガニ」と稱するものにして全島到る處に棲息すと雖就中西海岸及亞庭灣口内外に多產し専ら刺網を使用して漁獲せらる明治四十二年以降鱈詰製造業勃興し本漁業の隆盛を來せしかば之が濫獲の弊に陥らんことを虞れ蕃殖保護の爲一般に雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し且一定の禁漁期を定むる等力めて漁利の維持を圖れり、蟹は樺太領有以來島内に於て食膳に供せらるものを除くの外全部蟹鱈詰に製造せらる蟹鱈詰は大正六年其の產額十二万兩價額三百十六万五千餘圓に上れるも次第に蟹漁獲高減少の傾向を見るに至りたるを以て工場の合同を行ひ其の着業工場を十餘個工場に減じ蟹の濫獲を防ぎ一面製品の改良統一に力を致し樺太の重要な水產物の一として其の聲價を擧ぐるに努めつゝあり、販路は主として米國なりしが近時歐洲各國特に英國へも其の販路を開拓せられつゝあり。

品目	年 度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
蟹鱈詰	大正八年	四六、〇	一	一	一	一	四六、〇
蟹生賣	大正九年	三、〇	七、三	一	七、八	一	三、〇
蟹粕	大正十年	一、一	三、三	一	五、九	一	一
合計	計	三、一	七、三	一	五、九	一	三、一

蟹製品及生賣 (大正十年) (單位百尾)

(單位鱈詰は百兩、粕は百貫、生賣は百尾)

◆昆 布 昆布は其の分布頗る廣く全沿岸殆ど產せざるはなし

品目	年 度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
反昆布	大正八年	二五三、一	二七、一	二七、一	二七、一	二七、一	二五三、一
長切昆布	大正九年	一、一	一	一	一	一	一
花折昆布	大正十年	二、一	一	一	一	一	二、一
細目昆布	計	一、一	一	一	一	一	一

昆布製品 (大正十年) (單位百貫)

(及生賣は百兩)

然れども主たる產地は西海岸及亞庭灣にして西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島は產額最も多く且品質も亦良好なり亞庭灣に於ては大泊、泊邊請間產額相當にして品質西海岸に次ぐ東海岸は一般に品質劣れり昆布は豐岡隔年にして四年には豐年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は漁業者各自に依り昆布の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、トロロ昆布、島田昆布等の製品に製造せられ食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルブに製せられる沃度及加里製造業は各海岸到る處盛に從業せられしも近時全く休業の状態に在り。

◆鯨 管下沿岸は鯨族の洞游跡からず殊に「こくぢら」の一種「がんげ」と稱するもの極めて多く南部に於ては座頭、長鬚等の洞游を見ることあり捕鯨業は露領時代に於て既に之に從事せしものあれども當時設備の不充分と交通の不便とに依り其の發達を見るを得ざりしが明治四十三年以來大日本水産株式會社は亞庭灣の東岸に位する内音を根據地として諾威式捕鯨業を開始し捕鯨船二隻を以て之に從事し同年内には四十餘頭を捕獲し大正元

◆鱈 鰈の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見ざるなし雖其の主產地は東海岸にして就中散江附近最多し漁具は延繩及手操網の二種とする最近發動機船に依る底曳網漁業を計畫するもの續出せり鱈は少量の生賣を除き他は悉く搾粕の製造に供せらる。

鱈漁獲高 (單位百貫)

品目	年 度	大泊支廳	豊原支廳	眞岡支廳	泊居支廳	敷香支廳	計
鱈粕	大正八年	云	一、七、四	一	一	一	一
鱈油	大正九年	云	一、七、四	一	一	一	一
合計	大正十年	四六四、一	二、五、五	四一〇、〇	一	一	一
計	計	三、〇九、九	三、〇九、九	三、一、二	一	一	三、一、二

年には設備の整頓に伴ひ捕獲數五十八頭に上り大正二年に於ては三十五頭を捕獲せるも翌三年以降休業せり其の後東洋捕鯨株式會社と同會社は併合して亞庭灣内札塔に根據地を選定し事業に着手し大正九年には捕鯨船一隻を使用し十七頭を捕獲し翌大正十年には八十二頭を捕獲せり。

◆**脛肭獸** 海豹島は我國唯一の脗肭獸蕃殖場にして米領「ブタピロフ」群島及露領「コンマンドルスキイ」群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並稱せられ明治三十八年樺太の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し専て之が蕃殖狀態を調査し翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら脗肭獸蕃殖保護及調査に從事せしめたり明治四十四年英米露と條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せしも百三十餘頭を獵獲し事情の爲之を中止し翌年よりは年々五百五十頭を標準とし獵獲を繼續し來るも大正三年以來上陸數減少の傾向あるを以て大正五年及六年には獵獲を中止せり大正七年よりは其の蕃殖狀態舊に復したるを以て再び獵獲を開始し其の後毎年五百五十頭を撲殺しつゝあり。

第三節 水產物検査狀況

水產物の改善を圖るには之が検査を行ふを以て最も緊要なる事項なりとす之を以て明治四十三年西海岸南部水產組合の鮭、昆布等の検査を實行せしを始とし建網漁業水產組合、亞庭灣水產組合及罐詰業水產組合等相繼て之が實行に着手し其の成績見るべきものなきに非ざりしも管下全般に對して其の統一を缺き未だ完全なる検査を行ふを得ざりき仍て其の統一を計り検査の目的を貫徹せむが爲大正三年始めて樺太廳に水產物検査所を設置し爾來今日に及べり現在に於ては検査員七十四名を沿岸各所に

(大泊支廳管内)		大 泊 郡					
真 岡 监 區		留 多 加 郡	本 斗 郡	海 马 郡	野 田 郡	大 泊 郡	一 久 春 内 郡
泊 居 监 區							
鶴 城	(泊居監管内)						
計	(監督心得)	技手(監督心得)	監督(監督心得)	監督(監督心得)	監督(監督心得)	監督(監督心得)	監督(監督心得)
	三	六	六	七	一	三	二
豫備検査員		検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員
		一	一	一	一	三	二

第四節 水產に關する組合

漁業組合は明治四十一年十二月樺太に於ける漁村部落を二十区に分ち各區内に於ける定住漁業者をして漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業權を與へたるに始り其の後大正五年更に組合の分合新設又は地區擴張等に依り二十八の漁業組合を設置し、沿岸各地の定住漁業者を全部網羅せしめ義に免許したる鯈鱈鮭を漁獲し得るの途を開きたり、近時指導獎勵の結果共同施設事業次第に行はれ漸次發達しつつありて組合員の直接間接に負ふ所の利益渺からず爲に漁村の基礎漸く健實の域に向て進みつゝあり今各漁業組合に於て行はるゝ主なる共同施設事業は漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、

種類	大正八年	大正九年	大正十年
鱈	七千六百四十一	五、四三二	四、八一七
鮭	三、七三、二	六千九、九	三、三五、三
鯈	二、三三、三	一、九九、九	二、四一、七
鰹	四二、三	一、六一、一	一、四〇、〇
鰆	四七、一	一、三九、六	二、四二、二
鰓	一一、一	一、一、一	一、一、一

第五節 水產試驗場

水產試驗場は明治四十一年西海岸樂磨に設置せられ同場附屬建造を主とし其の他鹽鮭、鱈鮭の醃藏鮭及鮭の燼製等の試験を爲したりしが大正七年より鹽機械的製造を廢止し更に製造試験のみならず漁場及海洋の調査並漁撈方法等の試験を行ひ特に西海岸鶴城以北の冲合に於ける鮭母船式配網漁業は其の成績見るべきものあり尚大正年度には留多加川上流に於て鮭の人工孵化場を設置し本年より孵化を行ふ爲目下準備中に屬す。

第六節 水產物總價額 (單位百圓)

監 檢 區	監督員數	檢査事務取扱主任員數	檢査員數
敷香監管内	一	散江郡	一
(豐原支廳管内)	一	新問香郡	一
大泊監區	一	元泊郡	一
長濱郡	一	富內郡	一
一	三	三	三

検査監督並検査員配置表 (大正十一年)

駐在せしめ一定の擔當區域を不絶巡回して検査を行はしむ、右検査員の内十六名に検査事務取扱主任を兼しめ各郡に一名宛を置き尙ほ検査員を督勵して検査の敏活統一を圖る爲沿岸を六監區に分ち各監區に一名の検査監督員を配置し検査業務に遺憾なきを期し一面検査の傍ら製品の改良實地指導に當らしめつづり。 検査を受くべき水產物の種類は魚粕、白子、胴鱈、笛目、蟹粕、肝油粕、蝦粕、フジコ粕、身欠、鱈鱈、鹽鱈、鹽鮭、鹽鰆、鹽鮓、開鱈、棒鱈、魚油、昆布、海參、乾貝、刺蝦、鰆、鮫、鰈、筋子、煮乾魚、素乾魚、タラバ蟹、蝦鱈、鮭各罐詰等にして殆ど主なる水產製品を網羅せり而して検査實施以來何れも荷造の完全、量目の一定、品質の向上等其の成績大に見るべきものあり、就中棒鱈、昆布、蟹罐詰の如きは検査の等級に依り直に取引せられ當業者に於ても検査の必要を認むるに至り大正九年度に於て從來の輸出検査を产地検査に改定し検査の周密を計ると同時に實地指導に一層の力を添へ以て樺太水產製品の改善向上に努めつゝあり。

昆 布	四三八
鉛 鉻	一
銅 金	四九
錫 金	二〇
其 の 他	九〇
合 计	四五七
五三七	一
三八四	二
三、三	三
三、二	四
三、一	五
二、九	六
一、九	七
四九、六	八
四五七	九
九三四七	一〇
四七六	一一
三九五	一二
三八八	一三
三、四	一四
三、一	一五
三、一	一六
二、九	一七
一、九	一八

第五章 鑛業

第一節 鑛業制度

鑛業法は全部之を施行し登録手續の如き亦登録令に準據す只此間に在つて樺太鑛業獨得の制度として封鎖炭田なるもの存在し軍政時代以來幾多の變遷を經て石炭の採掘に關し明治四十五年に至り法律第二十三號を發布せられ主務大臣の指定したる区域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し其の區域内の石炭の採掘は採掘料を競爭入札に付し落札者へ之を許可すること更に本法に基き左の法令の發布を見即鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及へり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の設可に関する件(明治四十五年六月勅令第百三十七號)

一、樺太に於て石炭採掘に付採掘料徵收區域(明治四十五年六月勅令第百三十七號)前記の所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域限定せらる一に之を三大炭田とも稱す即ち左の如し。

南部炭田　雨龍川及吐鰐保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田　^(内瀬川流域一圓、但シ第一支流落合基點ヨリ下流ヲ除)泊居川流域一圓　^(泊居川以北國境ニ至ル間ノ幹線道路ト其)

北部炭田　^(内瀬川流域一圓、但シ第一支流落合基點ヨリ下流ヲ除)泊居川流域一圓　^(泊居川以北國境ニ至ル間ノ幹線道路ト其)

上

今少しく制度の沿革を略陳すれば軍政時代に於ては樺太全域に亘りて鑛物の採取を嚴禁し違反者を嚴罰せり之當時諸般の秩序未だ定まらず鑛業に關しても他日一定の方針に基く制度の確立に入るや先づ鑛業法の一部を施行すると共に樺太鑛業令を發布せらるゝ迄は全島鑛區を絕對封鎖し依て以て所謂鑛山師の爲に貴重なる鑛業を先占せられ天與の鑛利を暴殄せれんことを防止するか爲に外ならず明治四十年民政署廢止せられ廳政時代に入るや先づ鑛業法の一部を施行すると共に樺太鑛業令を發布せは普通の出願手續に依り鑛業權を許可し其以外の地域に對しては樺太廳長官の指定したる鑛種及鑛區に就き一定の資格者に採掘出願を許し鑛業權許可の際納付すべき金額を競爭入札に付し其落札者に鑛業權を附與す之即封鎖區域なり。

爾來地質鑛物の調査進捗し封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區は其一部分に止まり他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大業より見て鑛利保護上何等の支障なきものと認め明治四十二年一月に至り封鎖區域を現在の三大炭田及恵須取、北名好各炭田に止め其他は全部之が解放を斷行し更に前陳の如く明治四十五年六月を以て現在の區域に縮少せり。

第二節 主要鑛物

(3) 猿津炭田　北名好川の川口附近より北方一里餘猿津川の北に至る間に於て海岸の懸崖に幾多の炭層露頭と往時露人の採掘せし舊坑口木道等の廢棄せるものあるを見る是れ即ちビライヤテインスキーカー炭坑と稱し二十年前迄稼行したものなりと謂ふ炭層は四尺以上のもの五層あり褶曲斷面甚多し光澤頗る強く骸炭分非常に多く良炭なり。

(4) 北部炭田　樺太山脈の東側、幌内川の西方に起伏する丘陵性の山地は下部含炭層にして厚層の石炭其の中に内在す其の區域は南敷香川附近より北國境に連續し延長約二十里に達す炭層は敷香川河畔に於て厚さ十尺のもの一層ホイエ川河畔に於て厚さ十六尺に達するもの一層あり尚ホイエ川河畔に於て二尺以上のもの五炭層を見る又國境附近はハンダサン川河畔及其の南方一里の河畔に於ても亦五尺以上十尺に至る五炭層あり

以上四大炭田の他小炭田に至りては其數甚多し(1)皆別炭田(2)白浦炭田(3)登帆炭田(4)東知取炭田は東海岸に在り西海岸に在つては西柵丹及知久内炭田あり又荒岬川、恵須取川、北名好川各流域に良好なる石炭の露頭を發見せり。

次に含油層は西海岸に接觸して駆り北は泊居より南は南名好に達す而して真岡附近は真岡灣中に沒す而して含油層の露出は西部山地帶より西に流下する鳥舞、吐鰐保、南濱、推内等の諸流域に於て之を見る、是等の諸川を貫き略南北に平行する三條の脊斜軸あり軸の附近には可燃瓦斯の發生、冷礦泉の露出又は湧出多し冷有層の多くは稍堅硬なる青色細粒砂岩にして厚二尺乃至十八尺少量の原油を含有し水中に投すれば油彩を浮游す而し管内有數の大炭田なり其の尤厚岬なるは約二十尺に達す炭質

(1) 南部炭田　本炭田中の吐鰐保川方面は北は吐鰐保川口より四尺乃至二十尺の四炭層海岸に併行して南走し殆んど能登呂半島の南端に至るものにして含炭層は比較的新期に屬し炭質は常磐炭に酷似す南名好川方面は良好なる炭層の露出多く厚さ四尺乃至十五尺のもの五層あり雨龍川方面は分水嶺の兩側に沿ひ北は雨龍川水源地方より南は能登呂川水源の南方に至る約十里の間に敷延せるものにして厚さ四尺乃至十五尺炭層約五層を存し炭質良好なり。

(2) 中央炭田　本炭田は内瀬川を瀬ること約十里西部山地帶に屬する脊梁山脈の西側に於て傾斜緩なる二十有餘層の炭層數度の褶曲を成して北西北に走り一は南西に走り川上川方面に至る嶺を越へ泊居川方面に至り一は南西に走り寒岳の北方に於て分水嶺を越へ泊居川方面に至り一は野田寒岳の北方に於て分水嶺を越へ泊居川方面に至り一は南西に走り川上川方面に至る管内有數の大炭田なり其の尤厚岬なるは約二十尺に達す炭質

以上四大炭田の他小炭田に至りては其數甚多し(1)皆別炭田(2)白浦炭田(3)登帆炭田(4)東知取炭田は東海岸に在り西海岸に在つては西柵丹及知久内炭田あり又荒岬川、恵須取川、北名好川各流域に於て之を見る、是等の諸川を貫き略南北に平行する三條の脊斜軸あり軸の附近には可燃瓦斯の發生、冷礦泉の露出又は湧出多し冷有層の多くは稍堅硬なる青色細粒砂岩にして厚二尺乃至十八尺少量の原油を含有し水中に投すれば油彩を浮游す而し

て層は凝灰性粘土質頁岩、凝灰質砂岩又は粘土質頁岩、砂質頁岩、凝灰質砂岩の互層をなす其の鳥舞川に在るは背斜的構造を成し椎内川に於けるものは背斜軸中に露出する。岩質は横壓力の爲に堅實となり傾斜は概ね急峻而して空鞍層状を呈せるあり、原油の滲出は鉢子、亞牛の川澤に露はる亞牛川は真岡を距る北十四里の海岸に在る小溪流にして滲出地は溪口を測る約五丁第4紀層の薄被せる第三紀層の粘土質細流青色砂岩及砂質礫層に滲出地より十丁許の間は油臭ある細粒青色砂岩を處々に見る、又硫化水素臭を有する冷鑛泉あり傾斜に緩にして滲出岩、油臭岩は堅硬ならざるもの此の地に近接して安山岩の出没少からず、鉢子川は亞牛川を距る南二里、野田寒の北に在り源を西部山地帶に發し西に流下する河口を測る二十町弱にして南北走の背斜軸に會す原油は其の兩翼に滲出一は河口より上流約五丁集塊岩の表層より其の色暗褐色甚だ強し、一は此の處を測る二十丁強頁岩中に介在せる凝灰質粘土中に滲出地層は頁岩砂岩の互層にして岩質強硬ならずして傾斜亦緩なり。

亞牛海上には海岸を去る約二百七十間の沖に於て可燃瓦斯の發生に伴ひ豆粒大的原油浮出し平穩時には油彩の游離搖曳するを見又樂磨川流域には硫黃泉三、鹹泉二あり共に可燃瓦斯に伴ひ之に點火すれば青色焰を發する石油の徵候として見るべきも附近は岩磐の露出に乏しく未だ含油層を發見するに至らず此の他石油の徵候を見るを得へき冷鑛泉は之を北にしては有部、桑間、野田寒、千佛、之を南にしては廣地、河幸麻内、吐鰐保、椎内、南名好等の諸川及溪澤至る所に湧出す。

第三節 鑛務施行の狀況

業を繼續し豫期の調査を終り明治四十四年度九月に至り其の規模を縮少し翌四十五年四月其の事業を休止し現今設備の全部を樺太工業株式會社に貸付し採炭事業を同社の請負に附し採炭は之を同社に賣拂ひ其の差額每噸一圓の利潤は之を廳歲計に收入す。

本試験の成績に依れば西部山地帶西側の炭層は比較的斷層に富むも其炭質は良好にして最も機罐の燃料に適するを確認せり。

一、石油試錐 含油層の調査に關しては既に往年之を試みしこどありしも未だ充分ならざりしを遺憾とし議會の協賛を經て本年度より三年間の豫定を以て含有層の地質調査及其の區域の實測と並に試錐とを行ふことゝし事業は擧げて之を日本石油株式會社に一任し既に其の實行に着手したり而して地質調査は大体之を本斗、野田、久春内の三大區域に分ち二年間を以て其の實測を完了し且つ三區域を通して十一坑を試鑿するの豫定なり。

第五節 鑛業一般の狀況

管内鑛業の大宗は即ち石炭にして其主腦炭田の要部は之を封鎖し一般の採掘を許さることは第一章に於て開陳する處の如し而して封鎖區域内に於ける鑛區としては國の所有に屬する泊居炭礦（三礦區）と明治四十五年法律第二十三號に依り鑛業權を許可設定せる三井鑛山株式會社の川上炭礦（一礦區）あるのみ又封鎖區域外に於ては各種鑛物に對する採掘鑛區二十七、試掘鑛區二百四十一、砂鑛區十一を算するも現に稼行を爲しつゝあるは名寄、登帆、東白浦及野田の四炭礦に過ぎず而して最盛期の出炭量は封鎖區域内二炭礦に於て七万噸封鎖區域外に於て八万噸合計十五万噸に過ぎずして其の狀況は尙甚だ幼稚なるを免れす。

第六節 鑛業將來の趨勢

企業殖民地として樺太は其の開拓の方策頗る多岐多様なるべしと雖鑛業特に炭田及油田の開發は其の最大要義たらんばあらず然り而して現今鑛業出願の趨勢は第三章に於て記述するが如く一盛一衰昨隆今替の觀ありて一般經濟界は戰時好況の反動影響し甚しき打擊を蒙り各般の企業一時緊縮の止むなきに至れりと雖炭油兩業の世界的大勢は彌々其の生産の缺乏を告げんとしたる如にして固より有望なり目下着手中に係る試鑿の結果は昔年ならずして明瞭なるべく前述甚だ多望なりと謂はざるべからず國際會すべく樺太炭業の前途は即甚多望なりと信する所以なり若し夫れ石油鑛業に至つては其の含油層延長及露出の狀態は既記の如にして固より有望なり目下着手中に係る試鑿の結果は昔年ならずして明瞭なるべく前述甚だ多望なりと謂はざるべからず

附		一、炭		田	
地 方 別	炭	層	廣	員	表
			幅	員	長
北 部 炭 田	炭	層	廣	員	表
中	炭	層	幅	員	長
央	炭	層	幅	員	長
内	炭	層	幅	員	長
淵	炭	層	幅	員	長
田	炭	層	幅	員	長
計	炭	層	幅	員	長
三尺炭四尺炭外未詳のもの數層	一	里	二十二里	三五〇〇	百方噸
三尺乃至八尺炭四層外十數層	四	百 間	二里半	五〇	
三尺乃至五十尺炭	二	里	十五里	二五三九	
八尺乃至十三尺炭	乃至八丁	十八丁以内	三里	一五〇	

表

廳政開始以來本年度に至る十七ヶ年度に於ける鑛業出願總件數は二千六百九十四件（大正十一年末）にして其の殆ど全部は石炭鑛業に屬す而して内許可七百九十二件不許可、却下其の他八百八十六件處理未済千〇十六件なり而して出願の趨勢を見るに明治四十年度の二件を初とし爾後連年倍加率を以て進展し大正四年に至り一頓挫を來したる翌五年に至りては頗勢を挽回して四十件の出願を見大正六年に至りては俄然として出願數二百十二件に上り七年及八年は相次て倍加率を以て増進し九年に至りては八年に比し約二割を減じ十年に至りては速に其の三分の一に減じ之を出願最盛期たる八年に比するときは實に四分の一に激減せり即大正八年八月以来殆んど伯仲の間に在るは驚くべき席勢にして又昨十一年の出願件數か僅に百二十四件に過ぎざることは甚しき衰勢なりと謂はざるべからず以て近時樺太鑛業熱盛衰の趨勢をトするに足るべし蓋し如此は畢竟一は戰局に原因する一般事業界好況の影響と並に樺太鑛業の眞價漸周知せらる事業家の企業心を刺戟せんに職由せると一は一般經濟界か戰時好況の反動を受け緊縮の状勢に向へるとに職由すべし。

砂鑛業に於ては明治四十年八件の出願ありしを最初とし爾來七ヶ年度を閏し昨十一年末迄の出願總件數百二十九件にして内許可六十四件不許可却下其他六十三件處理未済二件なり而して昨十一年に於ては其出願一件もなかりし。

第四節 鑛業施設

一、探炭試驗所 樺太炭層、炭量、炭質の狀態及採炭搬出船積販路等の經濟狀態を調查し傍ら管内需用の石炭を供給する目的の下に明治四十二年六月採炭試驗所を設立し地を中央炭田の一部泊居川流域にトし元山、安藝川の二坑を開き爾來二年間事

年次	移出入額	輸入額	輸出額	超過額
大正五六年	六七三五	四八二五	八九一六	同
大正七年	五二六五	三五三五	五五、五七	同
大正八年	五三二三	三三、五九	五五、五七	同
大正九年	五二三一	二八、五七	五五、五七	同
大正十年	五三三五	二九、五七	五五、五七	同
大正十一年	六六五五	四四、五五	八九、五五	同
大正十二年	六七六五	五五、五五	九七七、三一	同
大正十三年	六九五五	五六、五五	八九、五六	同
大正十四年	七一六五	五六、五五	九七七、三一	同
大正十五年	七三一五	五六、五五	八九、五五	同
大正十六年	七四一五	五六、五五	八九、五五	同
大正十七年	七五一五	五六、五五	八九、五五	同
大正十八年	七六一五	五六、五五	八九、五五	同
大正十九年	七七一五	五六、五五	八九、五五	同
大正二十年	七九一五	五六、五五	八九、五五	同
大正二十一年	八零一五	五六、五五	八九、五五	同
大正二十二年	八一一五	五六、五五	八九、五五	同

第六章 商工業

◇商業 我樺太は經濟活動未だ幼稚なるも戸口の増加と天與の富源とは商工業の發達を促進し現在商業戸數千九百三十六戸工業戸數千六百五十戸を算し漸次累進しあり殊に近時資本の合同を謀り基礎を鞏固にし堅實なる企業の増加するに至れるは喜ぶべき現象なり。

◇商業 本島に於ける生活必需品は殆ど大部分内地よりの移入に俟つの状態なるを以て内地府縣との商取引活潑なり近年北樺太及沿海洲に對し白米及雜貨を輸出し支那に木材を輸出するに至れり將來各種工業の發展は即ち商業者をして活躍せしむるの期に際會すべきなり。

◇工業 天產物豊富にして鑛、林、水、農産物等に加ふへき工業の天地は無限なるも未だ異數の發達を爲したるもの少く現今石炭の採掘は自給自足の域に在り水產物製造は相當成績を收め殊に鮭粕の三百三十萬圓各種鑛詰二百五十萬圓内外を初とし總額千五百万圓に達す特に蟹鑛詰及鱈製品は全國輸出の八割餘を占む農產製造は未だ整頭の域に進まざるも製麻製酪及澱粉製造等の業あり林產物製造に至りては著しく工業的價値を發揮し其製品バルブは實に年々六七万噸に達し本邦當該製品の六割有餘を產出す。

◇金融 銀行は領有の際金庫事務取扱の爲め株式會社北海道拓殖銀行をして明治三十八年十月樺太に派出所を設置せしめ傍ら銀行業務の一部を開始せしめたるも經濟界は之に滿足するを得ず遂に拓殖銀行の系統にて明治四十年一月泰北銀行を設立して樺太に於ける中央金庫事務に當らしめ併せて一般金融に資せしめたり然るに明治四十四年拓殖銀行法は其營業區域を樺太に擴張することに改正せられたるを以て大正三年泰北銀行を同行に合併し一層業務を擴張し本島開拓事業に寄與するに至れり大正五年十一月他の株式會社樺太銀行は島内有力者により設立せられ専ら拓殖事業に對し資金を供給し併せて一般銀行業務を行へり銀行業務既に斯の如しと雖も更に無盡講を組織して資金の調達を謀るもの多く其組數人員に於ても將又金額に於ても侮るへからざる額に達せり而して最近此の状勢を視て營利を目的とする無盡會社を設立するものあり樺太利源の開發には専ら殖民の急務なるを知ると雖更に又資金の移入を必要とするここと見るへし。

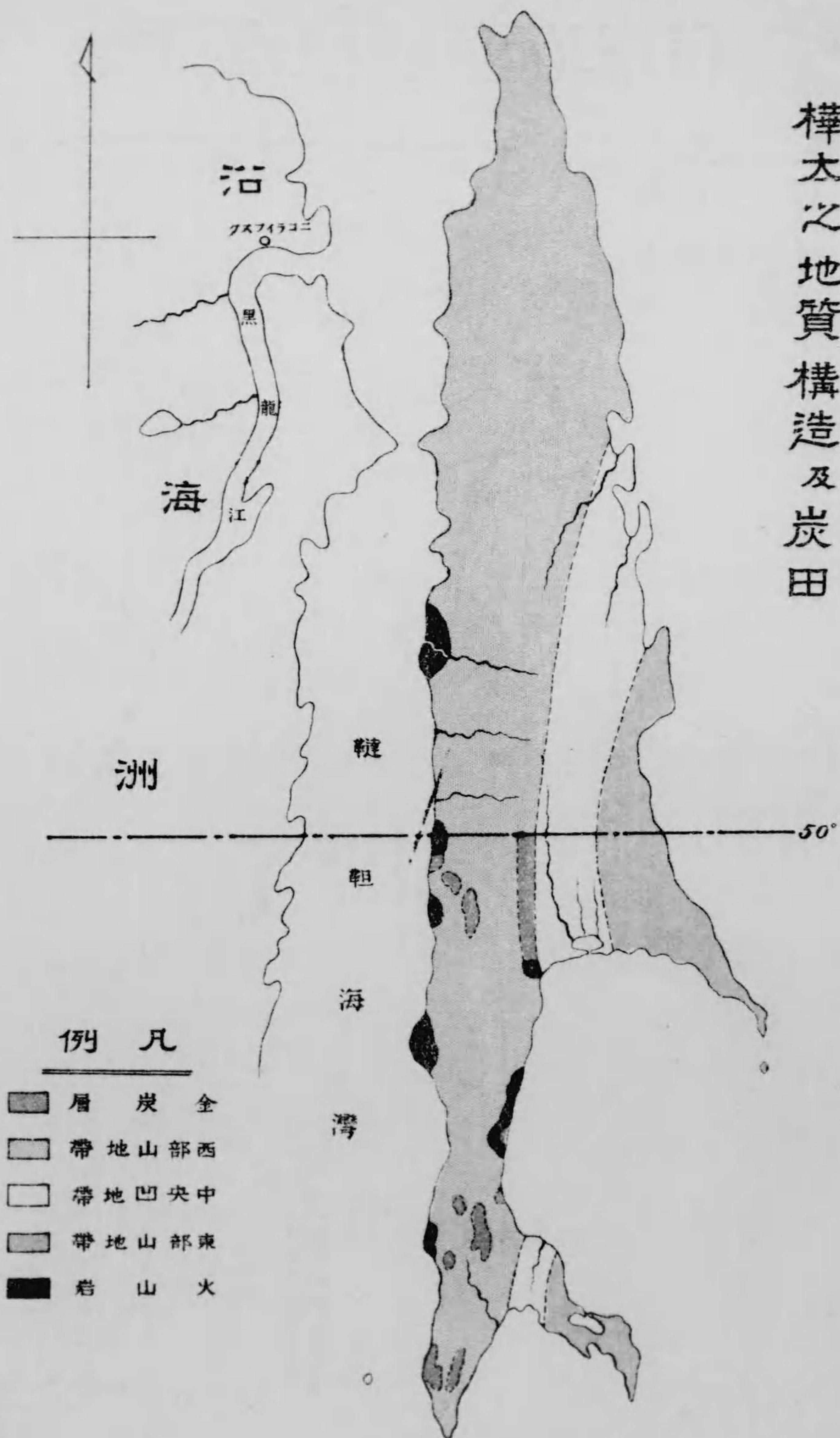
二、石炭分析表		地 方 別	水 分 灰 分	炭 色	炭 固	揮發分	硫 黃 比	重 載	發熱量	吐 艶 保	南 好 龍 雨 龍	南 中 央 南 部 郡	田 炭 部 郡	同	吐 艶 保	一〇 尺 炭 五 尺 炭 外	二 百 間 八 里 半	三〇〇
三、鑛區表		地 方 別	水 分 灰 分	炭 色	炭 固	揮發分	硫 黃 比	重 載	發熱量	吐 艶 保	南 好 龍 雨 龍	南 中 央 南 部 郡	田 炭 部 郡	同	吐 艶 保	一〇 尺 炭 五 尺 炭 外	二 百 間 八 里 半	三〇〇
四、稼行鑛山一覽表		地 方 別	水 分 灰 分	炭 色	炭 固	揮發分	硫 黃 比	重 載	發熱量	吐 艶 保	南 好 龍 雨 龍	南 中 央 南 部 郡	田 炭 部 郡	同	吐 艶 保	一〇 尺 炭 五 尺 炭 外	二 百 間 八 里 半	三〇〇
五、每年の石炭採掘高		地 方 別	水 分 灰 分	炭 色	炭 固	揮發分	硫 黃 比	重 載	發熱量	吐 艶 保	南 好 龍 雨 龍	南 中 央 南 部 郡	田 炭 部 郡	同	吐 艶 保	一〇 尺 炭 五 尺 炭 外	二 百 間 八 里 半	三〇〇
六、鑛業砂鑛業出願處理件數		地 方 別	水 分 灰 分	炭 色	炭 固	揮發分	硫 黃 比	重 載	發熱量	吐 艶 保	南 好 龍 雨 龍	南 中 央 南 部 郡	田 炭 部 郡	同	吐 艶 保	一〇 尺 炭 五 尺 炭 外	二 百 間 八 里 半	三〇〇

備考	大正元年迄	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	大正十七年	大正十八年	大正十九年	大正二十年
一大正元年後迄は明治四十年以降元年迄の集計とす	二、七一	三、七二	四、七三	五、七四	六、七五	七、七六	八、七七	九、七八	一〇、七九	一一、八〇	一二、八一	一三、八二	一四、八三	一五、八四	一六、八五	一七、八六	一八、八七	一九、八八	二〇、八九	二一、九〇

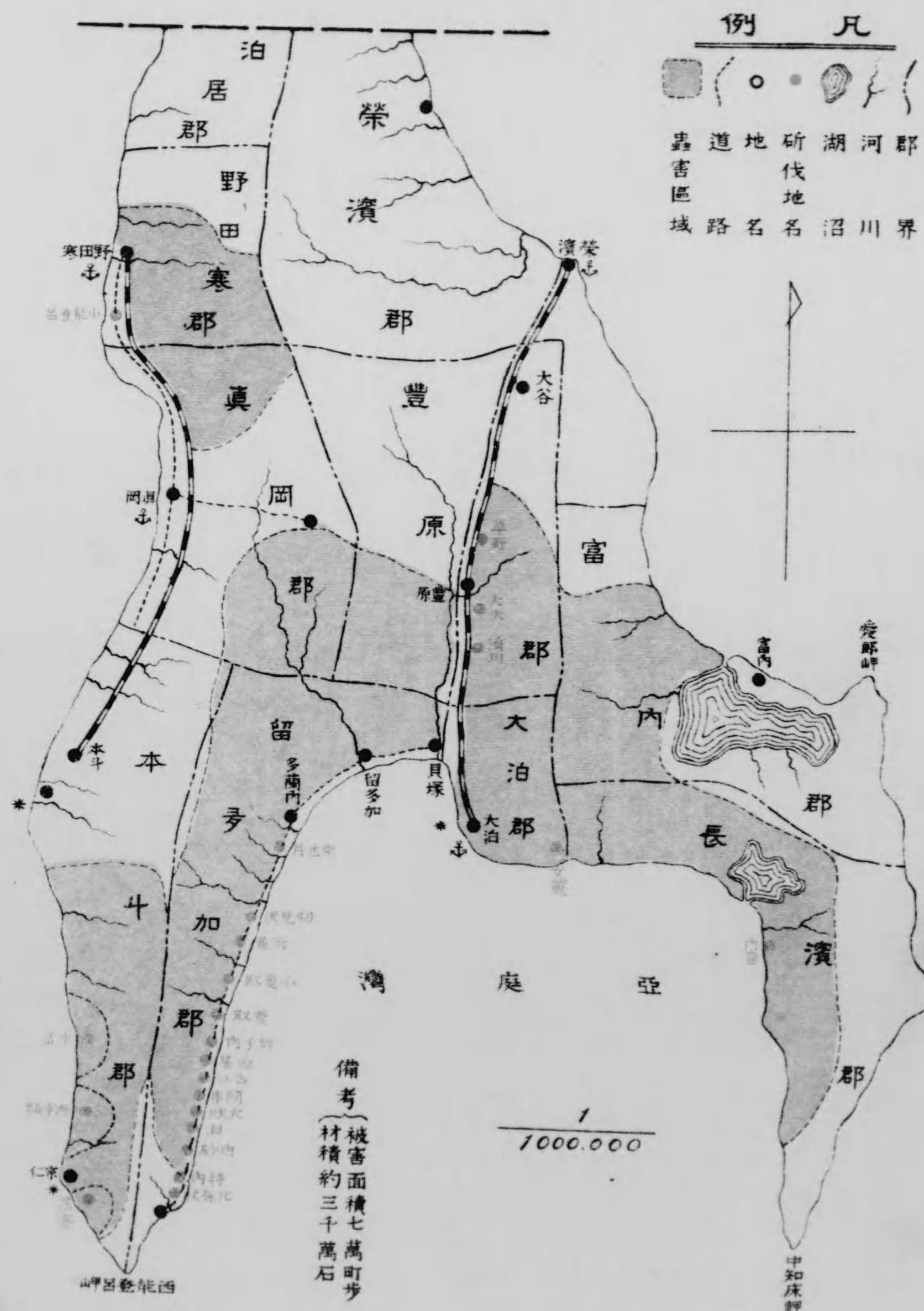
◆産業組合 産業組合の活動は地方開発に直接効果あるを以て
大正四年五月産業組合法を施行し爾來其設立に指導に力を致し
たる結果現在に於て其數三十四組合に達し其事業成績左記の如
く基礎漸を逐て鞏固と爲り産業上に經濟上に幾多の便宜を與へ
つゝあり將來益々設立勸奨と指導監督とに因り組合の普遍と業
務の敏活を期するを得へし。

組合員数	三十四	(大正十一年末現在)
組合員数	千七百二十九人	
出資金	四十六万七千九百八十五圓	
拂込済出資金	二十九万八千三百四十圓	
積立金	二万八千九十三圓	
貸付金	八万五千四百八十五圓	
借入金	十三万五千七十四圓	
貯金	四十五万八百三圓	

樺太之地質構造及炭田



圖覽一地業事伐研並域區害被蟲毛松島太樺



圖覽一地業事伐研竝域區害被蟲毛松島太樟



樺太廳3丁手嶺村舊地圖



大正十二年八月廿五日印刷

大正十二年八月三十日發行

樺太廳拓殖部編纂

印刷所 細江藤印刷所

樺太豐原町大通南四丁目十八番地

印刷人 細江藤治郎

終